

令和7年6月愛荘町議会定例会会議録

令和7年6月9日（月）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 3号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第37号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第38号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第40号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1
-

出席議員（11名）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 久保田 正 利 君 | 2 番 小 菅 久 宣 君 |
| 3 番 中 川 喜代和 君 | 4 番 澤 田 源 宏 君 |
| 6 番 村 田 定 君 | 7 番 上 田 太 治 君 |
| 8 番 高 橋 正 夫 君 | 9 番 外 川 善 正 君 |
| 10 番 河 村 善 一 君 | 11 番 瀧 すすみ江 君 |
| 14 番 森 野 隆 君 | |

欠席議員（3名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 5 番 村 西 作 雄 君 | 12 番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13 番 辰 己 保 君 | |
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 有村国知君 副 町 長 杉本甚治郎君

教 育 長	徳 田 寿 君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減価一体支援事業推進室長事務取扱	西 川 傳 和 君
総 務 政 策 監	生 駒 秀 嘉 君	福 祉 政 策 監	木 村 美 紀 君
産 業 政 策 監	北 川 三 津 夫 君	兼健康推進課長事務取扱	陌 間 秀 介 君
兼商工観光課長事務取扱	田 中 孝 幸 君	教 育 次 長	山 本 拓 也 君
経 営 戦 略 課 長	川 井 美 幸 君	兼教育振興課長事務取扱	増 居 志 穂 君
兼行革・DX推進室長	楠 真 二 君	くらし安全環境課長	阪 本 崇 君
福 祉 課 長	羽 田 順 行 君	子 ども 支 援 課 長	西 澤 仁 志 君
住 民 課 長		兼こども家庭センター長	
建設・下水道課長		農 林 振 興 課 長	
		学校教育担当課長	

事務局職員出席者

議会事務局長 森 ま ゆ み 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

本日、村西議員、竹中議員、辰己議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は9名の一般質問通告があり、本日は6名の一般質問を行います。

ここで注意事項を申し上げます。再質問は質問に対する答弁に疑義がある場合に限って行うものです。答弁の疑義に関係なく追加質問をされるような場合は取扱いはできませんので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。6番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。今回は3点につき質問をさせていただきます。

まず1点目は、こども家庭センターの設置についてお尋ねをいたします。

令和4年6月、児童福祉法等の一部改正が行われ、市町村は全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ、一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされました。愛荘町においても、令和7年4月から、子ども支援課内に愛荘町こども家庭センターが設置され、その相談窓口を昨年7月に新しくオープンした町立保健センター内に置かれました。町民の皆さんの期待も大変大きいものがあります。それにより、次の質問をいたします。

1点目は、こども家庭センターの設立の背景と目的、また従来の子ども家庭支援拠点と子育て世代包括支援センターとの違いについてお伺いいたします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 全国的に少子化や核家族化が進み、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待の増加など深刻な問題も顕在化しております。このような状況に対応するため、令和4年6月に児童福祉法の一部が改正され、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。この法改正に基づき、本町においては令和7年4月に子ども支援課内にこども家庭センターを開設し、その相談窓口を保健センターに置きスタートしたところです。

これまで当町には、子ども支援課内に児童福祉担当の子ども家庭総合支援拠点、健康推進課内に母子保健担当の子育て世代包括支援センターがそれぞれ存在し、必要に応じて相互に連携して子育て支援に取り組んでまいりました。4月に開設したこども家庭センターは、従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが有してきた機能や役割を維持しつつ、子育て家庭に対する相談支援を一体的に実施することにより、住民にとって窓口が一本化し分かりやすくなることに加え、母子保健、児童福祉の両機能の連携、協働を深め、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、もれなく切れ目なく対応することを目的としております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。現在、努力義務の段階だと思うんですけども、令和8年度にはほぼ滋賀県内も子ども支援センターが完成すると思います。ぜひ、その先進町として頑張っていただきたいと思います。

次、2点目なんですが、組織体制について、児童福祉と母子保健の一体的な支援を提供するためには、センター長や統括支援員の人選や配置が重要なポイントになってくると考えられます。これらを踏まえ、どのような方針でこども家庭センターの組織体制を構築していくのかお伺いします。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） こども家庭庁が定めるこども家庭センターガイドラインにおいて、こども家庭センターにおけるセンター長は、

妊娠期からの切れ目ない支援を行い、母子保健機能と児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行うこととされています。また、統括支援員は、母子保健及び児童福祉の業務について十分な知識を有し俯瞰して判断することのできる者で、実務面においてリーダーシップを取り、業務マネジメントを担う役割を有するとされており、本町におけるこども家庭センターの体制は、子ども支援課長がこども家庭センターのセンター長を兼務し、統括支援員は課長補佐級の保健師を配置しております。その他、社会福祉士や保育士等、経験豊富な職員を配置し、幅広い相談に対応できる体制を取っております。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 再質問をいたします。特に、人員の配置基準なんですけども、母子保健機能、児童福祉機能でそれぞれ専門的な資格のある保健師、支援員がいると思うんですけども、そこらのところの対応、また何名ずつ設置されているのかをお尋ねします。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 失礼いたします。統括支援員のほうは1名の保健師が対応させてもらっておりまして、専任として配置をさせていただいております。そのほか、社会福祉士の資格を持っている者が2名、保育士の資格を持っている者が2名在籍させていただいております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 今、なかなかその保健師とか資格を持った人の採用が難しいと言われております。そこらのところをきっちりと人数の把握をしていただくようにお願いしたいと思います。

次に、切れ目のない子育て支援センターについて機能してほしいんですけども、こども家庭センターは母子保健機能、児童福祉機能を一体的に行うとされています。非常に範囲が広いので、教育委員会、福祉課や各課全てとの連携も必要と思われます。児童虐待など、児童相談所や警察につなぐことも考えられ、判断が問われます。周辺の関係機関とも連携をしながら、地域の中核的な機関としての役割が期待されております。それについてのセンター長の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、こども家庭センターは母子保健機能と児童福祉機能を一体的に提供する役割を担っております。多岐にわたる関係機関との連携が不可欠であります。そのため、こども家庭センターにおいては、教育委員会や福祉課、健康推進課など町内の関係各課はもちろんのこと、社会福祉協議会や県の福祉事務所などとも連携のほうを図っております。具体的には定期的なミーティングや個別のケース検討会議の機会を設け、各機関からの情報集約いたしまして、子どもや家庭の状況を把握いたしまして、必要な支援につなげております。また、児童相談所であるとか警察のほうとも連携をいたしまして、適切な対応を図る体制のほうを整えております。今後においても、関係機関との連携のほうを強化いたしまして、子どもたちとその家庭が安心して生活できるような支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） ありがとうございます。今、小学校のほうから、2 か月に 1 回ぐらい保護者宛に、子どものことで困り事や悩んでることはありませんかというふうな、学校からチラシが保護者に来ています。そういったことで、学校としてもスクールカウンセラーを設置し努力を頂いていると思うんですけども、親に聞きますと、やはり先生にはなかなか言いにくいと。だから、そのチラシが来ても、子どもにそれ持って行けるんですが、なかなかその先生には言いにくいということもあるので、このようにまちのほうでこども家庭センターができて相談できるということは非常にありがたいというふうなことも聞いております。そういったことで、まずそういう環境づくりが私は必要ではないかなと。また、学校との連携についても大事だと思います。そこらで、学校に置かれるスクールカウンセラーとの連携とか、そういった問題についてのお考えはどうか、今現在どのようにされているのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） お答えさせていただきます。

学校で実施をされているのは教育相談というものがございまして、児童・生徒、あとももちろん保護者の方も、学校に決まった日に配属されるスクールカウンセラーの方や学校の先生方に相談されるものでして、主に学校で起こる悩みやお子さん自身の成

長について相談をされる場になっております。その相談の内容が家庭支援を必要とする場合においては、学校からこども家庭センターのほうにつないでいただき、こちらのほうで相談対応させていただくという場合もございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今の報告いただいたように、学校でもそういう対応をされています。ですので、こども家庭センターとの連携、学校との連携もつくっていただきたいなというふうに思います。教育相談については、多様化する子どもたちの相談ニーズとそれに伴う相談件数が増加していると思いますので、そこらはなかなか学校としても対応が非常に難しい、大変だなというふうに思います。そこらのところを連携をしっかりと取っていただいて、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次に3点目の、こども家庭センターの具体的な支援内容と相談方法について教えてください。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） まず、こども家庭センターの支援内容については、妊娠、出産、子育てに関すること、子どもの発達、発育に関すること、子どもや家庭の問題に関することなど、子ども、子育て、家庭に係る様々な相談のほうに対応いたしております。また、要保護、要支援児童及び特定妊婦への支援業務、ヤングケアラーに関することなども支援内容のほうに含まれます。

次に、相談方法につきましては、対面での相談はもちろん、電話や電子メール等でも相談を受け付けております。なお、保健センターを相談窓口にしたことで、相談室を確保し、プライバシーに十分配慮した相談ができるようになりました。対面での相談については、事前に日時についてお約束させていただいた上で実施させていただくことを原則としておりますが、緊急の場合などは直接来所いただいても相談に対応させていただく場合もございます。いずれにいたしましても、子どもや子育てのこと、家庭に関する相談は、まずはこども家庭センターが窓口となります。その上で、相談内容や支援の方法、関係機関と連携を図り、多面的、包括的な相談支援ができるよう努めております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。受付方法については予約制というこ

とで、事前に相談内容も把握されておられるのかどうか。また、平日は仕事で利用できないという方もおられます。そういった方のために時間外とか休日の対応についてお伺いをします。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） お答えいたします。

基本的には事前にお電話などで予約を頂いて相談させていただくんですが、その電話の中で、最初に一報いただいたときに、どういったことで悩んでおられるのか、家族構成などを少しはお聞きさせてもらってから、相談のほうに対応させていただく場合が多くございます。

あと、時間外とか休日のほうの対応とかをお聞きいただいたかなと思うんですが、現在、こども家庭センターの開所時間については、役場の執務時間と同じく平日の8時30分から17時15分までとさせていただいております。時間外や休日の対応ですが、緊急の場合は無料の児童相談所の虐待対応ダイヤル189とか、あと県が開設しておられますこちらの電話などの番号のほうを紹介させていただいております。今後、それらの番号についても今以上に周知をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 相談される方は大変緊迫した状態でありますので、非常に親切に対応してあげてほしいと思いますし、特に時間外とか休日についての対応については、十分その内容を聞いていただいて、また時間予約するとか、そういう対応もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に4つ目の、住民さんの中には誰に相談したらいいのか分からない、相談できずに1人で悩んでいられる方も多くおられると思います。私は、こども家庭センターがまずは1人で悩まずに気楽に相談できる駆け込み寺のような役目を果たしていただきたいと思っています。センター長の思いと今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） こども家庭センターは、子育て世帯を包括的に支援する中核的な存在としての役割を担う必要があり、その機

能を最大限に発揮するためには、地域の様々な機関や団体との連携が不可欠であると考えております。まずは子どもに関わる全ての機関がスムーズに情報を共有し、協力して支援を行える体制づくりをしていきたいと思っております。また、児童虐待など深刻化する社会問題に対する予防的な取組の強化も重要であり、早期発見、早期対応の体制を整えるとともに、支援を必要とする家庭が気軽に相談できる雰囲気づくりを大切にし、地域に根差した親しみやすいこども家庭センターを目指していきたいと考えております。こども家庭センターが気軽に利用される存在となることで、子育て世帯の孤立化を防ぎ、全ての子どもたちが笑顔で成長できる社会の実現に近づくことができると思っております。まだスタートしたばかりですが、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進めていけるよう職員一丸となって頑張っていきますので、今後も御支援いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） まだ開設されて2か月ぐらいということで、まだまだ完全な状態ではないと思うんですけども、支援を必要とする全ての人に行き届くことを目指してほしいと思います。誰一人残さない福祉支援社会の実現に向け取組をしていただきたい。それと、先ほども申しましたけれども、周知啓発に努めていただきたいと思います。これは、周知というのは、情報を広く町民の方に知らせることであります。啓発は、無知の人を教え導き、その眼を開いて物事を明らかにさせることであります。どうかこの周知啓発、これをしっかりとしていただいて、住民さんが安心した社会となるようお願いをしたいと思います。

現在、町民福祉センターのところでこども家庭センターがあるんですけども、ある保護者の方が、「こども家庭センターという表示がないんですけども、どこへ行ったらいいんですか」というふうなことを問われます。ですから、せっかくその別棟で町立保健センターということの下に、できたら「こども家庭センター」と表示していただいたらどうかと思うんですけど、そこらのセンター長の考えをお聞きしたいと。

それともう1点、保健センターというのは集団健診で多くの町民さんが来られますので、ここにこども家庭センターが併設されているというのは全然御存じでないんです。そこらで、せっかくいい施設をつくったわけですから、そういったことも分かりやすくしていただくのも方法ではないかなと思うんですけども、その点についてお伺

いいいたします。

○議長（森野 隆君） こども家庭センター長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 現在、子ども支援課内に拠点のほうは置かせてもらっておりまして、相談窓口として町立の保健センターのほうに相談窓口を置いているような状態でございます。一応、入っていただいたところには表記はさせていただいておるんですけども、確かに保健センターの表のところには町立保健センターということになっておりますので、分かりにくいという御指摘も確かかなと思いますので、今後、検討させていただけたらと思っております。

あと、今は健診とかで御利用なさる住民さん方が多くて、ちょっとその辺が分かりづらいというところもございますが、今後、周知のほうを徹底させてもらって、相談窓口が保健センター内にあるというところの周知のほうについては今以上に工夫のほうをさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 非常に複雑多岐にわたる相談窓口だと思いますんで、職員の方は大変だと思うんですけど、ぜひその町民さんの期待に応えていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、大きく 2 点目に移ります。公立中学校の部活動の地域移行についてお尋ねをいたします。

公立中学校の部活動を地域のスポーツ団体に委ねる地域移行は、2025 年度で本格スタートから 3 年目に入りました。23 年度から始まり、段階的に休日の部活動を移行するよう促す改革推進期間の最終年度となりますが、まだまだ進捗していない状況です。スポーツ庁と文化庁の有識者会議では、5 月 16 日提言を取りまとめ、休日は 2031 年度までに全ての部活動での移行を目指すことを盛り込みました。26 年度からの 6 年間を改革実行期間と設定し、平日の取組も進めていくと、少子化や教員の課題な負担を背景とした部活動改革は想定より長期化しているものの、新たな段階に入ります。そこで、当町の部活動の地域移行の背景についてお伺いをいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 国が部活動の地域移行、地域連携を進めようとする背景には幾つかの要因がございます。まず、少子化の進展により、学校内での部活動の運営

が困難になっている現状があります。種目によりましては、合同チームを編成し、大会等に出場している部もございます。町内中学校における今後の生徒数の推移を見ますと、10年後には現在より約40%生徒数が減少する見込みでございます。それに伴い、部活動を現状のまま学校単位で維持することは難しくなります。加えて、これまでは教員が献身的に部活動を支えてまいりましたが、近年は教師の多忙化が深刻化し、いわゆる教師離れも進行している状況にあります。

こうした中、教員がゆとりを持って子どもたちと向き合い自己の職務に専念する時間を確保することは、学校教育全体の質の向上を目指す上で極めて重要であり、部活動の在り方を見直すことが強く求められております。

少子化が急激に進む中にあっても、子どもたちが将来にわたり継続的にスポーツや文化、芸術活動など、多様な活動に継続して親しむことができるよう、地域の様々な人々や団体との連携を強化し、地域全体で子どもたちの成長を支える環境を整える必要性が高まっております。そのための具体的な手当を講じ、改革を着実に推進していくことが求められていると認識しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。これは大変難しい問題であると思います。今の御答弁にもございましたように、10年後には40%生徒数が激減するというふうなことを今お聞きして、びっくりをしております。この背景は、まず少子化ともう1つは教職員の働き方改革、これが大きなことで、今からずっと論じられてきました。2025年まで推進期間として、全国モデル校をつくって推進を進めております。当町の場合はまだそこまで進行していないというふうに思うんですけども、これまでの部活動は学校教育の一環としてほぼ無償で取り組んでこられまして、運動部か文化部か何かのクラブに所属して、教育の一環として、授業が終わった後も一定の教員が部活動の指導をして、子どもたちもそれについていろいろなことを学んできたというふうに思います。

しかし、ここへ来て、先ほど申しました少子化、また働き方改革等々で、こういうような地域移行と、地域で支えていかなければならないということに移行されてきたということは、世の中の大きな変化でございます。保護者世帯と、今、実際、子どもたちのときと全然違いますんで、保護者も戸惑っておられます。実際どうなるんだろうなど。ですから、今年、中学校に在学している1、2、3年生はまだそこまでは地

域移行には至らないと思うんですが、今、小学校に新しく入られた1年生、2年生、そういった子どもたちは、当然もう地域移行が進んでまいりますので、そこらはやっぱり保護者としては、小さい子どもを抱える上においてどういうふうなあれが正しいんかな、どうなるんだろうなということで、非常に興味深く、また皆さん意識をされておられますので、教育委員会のほうにつきましても、そういった地域移行についてはしっかりと地域、地域による課題もありますので、十分に検討いただいて、いろいろな連携を、協働を進めていただくようにぜひともお願いしたいと思います。

次に、地域移行の進め方についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） まず部活動で行っているスポーツや文化芸術活動は、子どもたちの成長や自己実現にとって大変有意義なものであると認識しております。よって、教育委員会といたしましては、まずは地域の特性やニーズ、現状等を十分に把握し、将来を見据え丁寧に進めていかなければならない課題だと考えております。既に国は休日の部活動の地域展開について方針を定めておりますので、その実現に向け、今年1月に町内の学校関係者やスポーツ、文化団体の代表者、スポーツ推進員や保護者の代表等からなる愛荘町立中学校部活動在り方検討協議会を立ち上げ議論を開始したところでございます。様々な立場の方々から御意見を頂戴しながら、安定的、継続的に取組が進められるよう、今後の在り方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 先ほど、御答弁でも地域展開ということをおっしゃっていただきました。これ、今年までは推進期間なんですけども、今後その地域展開につなげていきたいということになっております。今、31年まで改革実行期間を、やはりこの地域で展開をしていくということに明言を書いております。当町としても、そういったことでいろいろな部活動についての地域展開についての検討を頂いておると思います。しかし、これ今、全国にたくさんある公立また私立中学校の現状を調べますと、まだまだされていない、まだお隣の彦根市が稲枝中学校が推進校でやっておりますが、あそこはスポーツの振興が非常に進んでまして、それぞれリーダーの方、指導者の方がおられるということで、そういう土壌があるということで比較的進めやすいということで、できることからしていこうというふうな形を組まれております。

しかし、ずっと全国たくさんあるんですけども、都市部においては地元企業の協力を得て、実業団の競技経験者とか、そういった社会人が主になって指導されるそういった企業もありますんで、そういった協力企業があるということが非常に有利性があると思うんです。ですので、当町の場合、そこらのところなかなか実業団のそういったのはございませんので、スポーツ団体をどのように指導していかれるかということが1つ問題だと思うんですけども、教育長にお尋ねしたいんですけど、この地域移行の地域というのは、範囲は、エリアはどういう範囲を捉まえておられるのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

今、議員御指摘のその地域ということにつきましては、考える基本としましては、愛荘町というのは第一義的な範囲であるというふうに思っておりますけれども、ただ先ほどのお話の中にもございましたように、その地域展開を図っていく上で、その地域という概念をもう少し広げて柔軟に考えていくというふうなことも当然必要であるかというふうに思っております。具体的には、近隣の他市町との連携というふうなことが考え方の1つとして出てくるというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございます。現在、滋賀県には私立、県立、公立合わせて104校あるように、この前、陌間次長のほうからデータを頂きました。それで、私ずっと市町村別に学校数も調べたんですけど、一番大きいのは大津が21校あるんですね。あと、町に行きますと6町とも、愛荘町が2校ですけど、あと1校ずつということで、そのエリアについては、やはり町内を1エリアにするということは非常に難しいのではないかなと。確かに人口が減っていくわけですから、少子化になっていくわけですから、やはり競技人口も減っていくということで、団体競技がなかなか組めないということから、ぜひ地域をもう少し広域に考えていくというようなことをお互いやっていかないと難しいのではないかなと思いますけど、5月に春の中体連が行われて、これはバスケットボールの組合せなんですけど、全部で75校出てるんですね。ですから、104校のうち75校しか出られてないと。愛知中は1校では組めないの、甲良中学校と合同チームを組んでます。優勝したのは、近江兄弟社、これはヴォーリズ学園の私立なんですけど、やはりそこらも強い。やはり本当にバスケットというのが今、一番人気があるんですよ。ですから、そういったことで、これを

見てますと、なかなかその中体連でも参加校が全部出られていないのが現状だと思います。ですから、エリアはぜひともそこらは話合いの中で、市なんかは10校とか8校、7校ありますんで、それなりの広域が組めるんですけど、町の場合はそういったことで、競技によってですけど、個人競技の場合は愛荘町の場合、剣道も強いし、柔道も強いし、そういったことで昨日も大会がありましたね。非常に活発にされておられます。そういったところはいいいんですが、特に団体協議の場合、弱いと思いますので、そこらはぜひ考慮していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に3点目の、部活動の地域移行に向けての課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 部活動の地域移行、地域連携を進めることにより、将来にわたって子どもたちの活動機会が保証され、子どもたちを地域全体で育成する意識が更に醸成されるとともに、学校における働き方改革が推進されるといった効果が期待できるものと考えております。しかし、部活動の地域移行、地域連携を進めるに当たり、幾つかの課題や懸念が考えられます。

第一に、主体となりうる団体、組織の選定、検討と、地域のスポーツ指導者やボランティアの確保が挙げられます。地域で安定的に活動するためには、しっかりとした受皿がまず必要となります。加えて、専門的な知識や技術を持った指導者が必要ですが、これが不足している場合、質の高い指導が難しくなります。また、地域の人材を育成するための研修や支援体制を整備することも求められます。

次に、活動の場の確保や整備、運用、活動の場への移動手段や費用の負担といった環境面の整備について、町の支援の範囲や保護者の負担、協力、既存の活動との共存といったことをどうするのかも大きな検討事項でございます。さらに、地域との連携を進める際には、学校と地域のコミュニケーションが重要であります。学校側と地域団体との間で十分に情報共有や意見交換することが必須であり、地域移行に伴う保護者の理解と協力も不可欠です。加えて、保護者が抱く不安解消に向けた説明や情報提供も大切であると考えております。

いずれにせよ、さきにも述べましたように、地域の子どもたちは学校も含めた地域で育てるという意識のもと、地域と学校が連携し、子どもたちの興味や関心に応じた多様な活動が行われるよう、持続可能な仕組みを構築すべく取り組んでまいりたいと

考えております。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） ずっと今お話を頂きました中で、2031年度までにそういうふうなことで地域になつてくわけですが、まだまだこの課題はいっぱいあると思います。それで、教員、先生の働き方改革というものが大きな目的なんですけど、やはりこれは地域移行にしたから先生の負担が減るということは、私は一概にないと、ある意味、場所とかは学校を使いますので、そういったことでなかなか先生のあれも減らないと思うんですけども、そこらが地域が目指しているものと国が目指しているものと若干開きがあると思いますけれども、そこらは今後、推進委員会を進めていただく中で、しっかりと各方面からの課題、また進め方について議論をしていただくようお願いしたいと思います。まず何をしても、受皿となるスポーツ団体の整備、充実というのが必要だと思います。これはやはり、地域、まちがそういうスポーツ団体との連携を密にして、やはりまち全体がそういう形をつくっていかないとなかなか環境整備もでき得ないと思いますので、特に少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツに親しむことができる機会は絶対確保してもらわなきゃいけないと思いますので、引き続いてよろしくをお願いしたいと思います。これ今日、一般質問させていただきましてけれども、全てこれで私、解決すると思っていまへんし、また機会を見て進行状況をお伺いし、また地域の問題も精査していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、大きく 3 点目に移ります。旧日本生命跡地の利用についてです。

旧日本生命跡地、非常に若者の人が集まる場所として、屋外用 3 人用バスケットボールゴールリンクを設置できないかお尋ねします。

今、3×3、スリー・エックス・スリーとも言うんですけども、2020年に東京オリンピックで正式競技にもなりました。今、大変人気があるスポーツとして、子どもから大人まで利用されています。通常のバスケットボール場の半分ででき、リンクも 1 か所でできるため、民間の駐車場にリンクを置いて利用もしておられます。当町でも、年 1 回のスポーツフェスティバルのときに、スポーツ公園駐車場にリンクを造り競技されていますが、普段気楽に利用できるリンクを多くの方が望んでおられます。

旧日本生命跡地利用の一部に設置できないかお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） まず、気軽にバスケットボールに親しめる公共の場は、ぜひとも町内にもたらしたいと考えるものであります。旧日本生命跡地の活用については、令和6年11月の全員協議会で（仮称）中山道緑のコア整備事業として説明をさせていただきました。この事業では、跡地全体を芝生化し、中山道、愛知川宿、街道交流館、愛知川ふれあい本陣と一体的に活用することで、中山道の歴史に新たな価値づくりを進めようとするものです。

現在、その事業化に向けた検討期間として、愛荘町観光協会様とともに、ふれあい本陣のイベントのサブ会場として、キッチンカーなどを配置し集客を図るなどの試験的な利活用を進めているところです。議員の御提案については、屋外で手軽にストリート文化に根差すスポーツを楽しめる環境を町内に確保することで、世代を超えた新たな交流が期待できる取組として、跡地活用等の検討における参考とさせていただきたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 守山市でエコパークというんがあるんですけども、これは子どもからお年寄りまで全て集まれる交流施設なんですけど、その一角に4月の17日にこのバスケットボール、3人制の、それとスケートボード場をオープンされました。それと、町長も御存じやと思うんですけど、庄堺公園には、なんでも広場というのがあります。そこに2つゴールが設置されてます。これは、こんな形で設置されてるんですが、あそこは薔薇で有名ですので、5月9日から6月9日まで、今日までそこが使用中止になってます。ネットも外してますので、私もこの前、見に行ったんですけど、ネットも外されて使用禁止になってまして、臨時駐車場になって薔薇のシーズンはそういう形にしてみました。普段は、なんでも広場にそういったことで、あそこで子どもたちや、また社会人も来てシュートして楽しんでるというふうな、スポーツを盛り上げてるのも事実です。屋内の5人制の場合はボールも革ですので、やはり1万円以上しますが、屋外でする3人用についてはゴム製ですので、楽天の通販などを見ると5,000円ぐらいのボールで買えますから、結構マイボールを持ってる人が多いんですね。しかし、マイボール持っても、なかなか町内でそういうリンクがないというのが実情です。ですから、先ほどの教育長に質問しました地域移行についても、地域でやっぱりスポーツ、そういったものの環境づくり、やはり地域でそういう盛り上げていくということも必要やと思いますので、旧の日本生命跡地については芝を敷

いて公園というか、そういうような目的なんですけれども、やはりその奥のほうの一角にそういうようなリンクを造っていただいて、やはり気楽に子どもたちが、また休みに大人たちが来られてやられるというシステムをぜひつくってほしいなど。今、一番人気があるのがバスケットボールなんですね。バスケットボールとサッカー、バスケットボールは3人、5人でできますので、毎週水曜日に愛荘町のバスケットボールクラブチームが秦荘中学校で夜の8時から9時半までやっておられます。これは、小学校、中学校、高校、大学も含め、社会人も多く来られます。そういったことで、非常にそのバスケットの熱がこのまちも多いんだなということを感じてますし、ミニバスケットボールは東小学校で毎週水曜日と金曜日にやっておられまして、非常に多いというのも聞いてます。だから、そういった意味で、ぜひ屋外でそういったリンクを設置していただいて、町民挙げてそういうスポーツのまちだというふうにしていきたいなど。彦根の庄堺公園もそうなんですけど、これ海外、中国なんか仕事で行かれる方に聞きますと、このリンクはいっぱい中国は市内にあるよということをおっしゃいます。そういったことで、ぜひ当町もそれを考えていただいて、また将来、公民館も解体、町民センターも解体になってますけども、やはり当分の間は芝生の公園やというようなことを書いてますが、やはりそういったことに開放していただいたら非常に町民さんが意識改革もできるんじゃないかと思うんですけど、そこらの点で町長、再度思いをお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問、またその後にも様々、県内の自治体で存在している公園というところ、またこのそれぞれのリンクについてもお話を頂くことができました。村田議員、御発言を頂きましたように、非常に気軽に、またそれぞれの世代が屋外で体験をできる、交流が始まっていくというスポーツだというように認識を私もいたしておるものでございます。ぜひ、町内、特に東部地域においても非常に伝統的にこのバスケットボールに親しむという文化を、元来、非常に地域で熱心にされてきておられます。そういう点では、町内にはバスケットボールに親しんでいこうというような方々も大変多くおられる、それが今まで屋外にはなかなかないものでございましたので、そういう景色ということをも町の大事な表情、顔としてつくっていくということは大変大事な観点になってくるであろうというふうにも感ずるものでございます。今後、様々、どのような箇所が良いのか、どのような実現の方法があ

りうるのか、検討をぜひ前向きにしていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） どうもありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 中川喜代和君

○議長（森野 隆君） それでは続きまして、3 番、中川喜代和君。

3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 皆さん、おはようございます。議長より発言を許可されましたので、ただいまより一般質問を行います。大きく 3 問質問を行います。一問一答でお願いをいたします。それでは質問に入ります。

町内児童・生徒の学力向上と授業の充実を切望して、授業時間数と学力向上の関係性についてお伺いをします。

昨年度の学力学習状況調査の結果では、町内児童・生徒の学力の課題は大きいと捉えています。もちろん、学校教育だけの責任ではないとは言うまでもなく、家庭教育、社会教育、地域教育の責任も大きいと考えています。実は、3 月に学校の授業時間数に疑問を持った愛知川小学校区の保護者から、町内児童・生徒の学力実態と授業の充実について大変心配している旨の相談がありました。そのきっかけとなったのが、昨年度 7 月、12 月、3 月の日々の授業時間が全校 5 校時までとしたことでした。自分の子どもは学力が低く、授業時間数が少なくなれば学習内容が定着せず、ますます学力の低位になるのではと涙ながらに訴えられました。

そこで、町内児童・生徒の授業時間数と学力向上の関係性について、下記の 1 から 5 の質問に対する客観的かつ具体的な説明及び報告をお願いします。

1 点目、昨年度、7 月、12 月、3 月の日々の授業時間が全校 5 校時までとした小学校がありました。全校一律に 5 校時とした理由の説明をお願いします。また、町内の小学校の対応が統一されていない理由の説明も併せてお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） まず、教育委員会といたしましては、児童・生徒一人一人の学びを保証する上で、法令に定められた標準授業時数を計画的に確保することが教

育課程編成の基本であると考えております。一方で、文部科学省からは、標準時数を大幅に超える指導の実態について、点検、改善を行うよう通知が出されており、町としても過剰な授業負担、いわゆるカリキュラム・オーバーロードとならぬよう、毎年度、教育課程の計画的運用について各校を指導、確認しております。

御指摘のように、昨年度の7月、12月、3月において、小学校で5校時の日が多く設定されていた件につきましては、急な対応ではなく、前年度のうちから児童の発達段階や学習活動のバランスを踏まえて、年間を通して見通しを立てた教育課程の一環として計画的に設定されたものでございます。その内容は、保護者に配布された年間行事計画にも記載されているところでございます。5校時の設定に当たりましては、暑さや疲れが出やすい時期、行事の前後など、子どもたちの心身の状態にも配慮した結果であり、量よりも質を大切にしたい学びを目指す取組の一部でもございます。また、町内での対応が全て統一されていないことにつきましては、各学校の児童数や行事の内容、地域の状況などが異なるため、教育課程の具体的な運用につきましては、校長の裁量のもと、それぞれの学校の実情に応じて柔軟に判断されております。そのことは、特色ある学校づくりの観点からは必要なことであると考えております。ただし、学校間で大きな差が生じないように、町内の教務主任会などを通じて情報を共有し、方向性の確認を図っております。なお、教育委員会といたしましては、単に授業の時間数を増やすことによって学力の向上を目指すのではなく、子どもたちの主体的な学びや、自ら考え学ぼうとする力を育むことを重視しております。今後も授業時間の適正な確保とともに、質の高い学びの実現に向けて町内の学校と連携しながら丁寧な支援を続けてまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に入ります。先ほど、1点目の取組について、保護者の評価はどのようであったか報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 昨年度におきまして、年間を見通した教育課程の中で、7月、12月、3月の一部期間を5校時とする対応を取った小学校がございましたが、各校が実施した学校評価や学期末の保護者懇談会などにおいて、これに対して特段の御意見や御批判は寄せられていないと報告を受けております。これは、年度当初から保護者への案内がなされていたこと、また5校時の設定が児童の生活リズムや学習へ

の集中力に配慮した計画的なものであったことが保護者の皆様に御理解いただけた結果であると受け止めております。引き続き、学校と保護者の信頼関係を大切にしながら、子どもたちにとってよりよい学びと生活の在り方について丁寧な説明と対話を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 今の答弁をお聞きしますと、結局、直接声はないと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 私どもが把握している範囲におきましては、直接的には承っておらないということでございます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 3 点目に入ります。教師は授業で勝負とよく耳にしますが、この意味は、授業で児童・生徒と向き合い、一人一人の学力を向上させる授業づくりが大切であると捉えています。授業時間の充実と一人一人の学力の向上について、教育委員会としてどのように考えているのか、児童・生徒の学力実態と授業時間数の関係性について説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 昨年度の全国学力学習状況調査では、基礎的、基本的な知識、技能の定着に課題があることが分かっております。特に、自分の考えを記述したり表現に工夫を加えたりする力に課題がある点は、県全体とも共通した傾向でございます。また、本町の小学校では、家庭学習など授業時間外の学習時間が、全国、県と比較して少ないという結果も出ており、学力向上に向けた家庭との連携も含めた支援が必要だと考えております。こうした課題に対応するためには、単に授業時間を増やすのではなく、子どもたちの主体性や学びへの意欲を引き出す授業づくりが不可欠でございます。よって、教育委員会では、主体的、対話的で深い学びの実現を目指した指導改善の支援を推進しております。今後とも、授業時間の適切な確保と学びの質の向上を両立させながら、子どもたちが自ら学び成長する力を育む教育の実現に向けて地道に取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 再質問をさせていただきます。具体的に学力向上に向け、

どんなことをしているのかお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 学力向上に向けましては、町内の各小学校におきまして、児童の実態に応じた様々な取組を進めております。各校において補充学習等に取り組むことはもちろんでございますが、児童が自ら学習の計画を立て実行し、振り返って改善する自己調整力の育成にも力を入れております。その一環として、各校では自己選択学習の導入やA Iドリルの活用、家庭学習記録の振り返りなどを通じて、子どもたちが主体的に学びを深める取組が進められているところでございます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 再々質問します。具体的にどのような変容が見られるのか、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 先ほど申し上げました自己調整力の育成を図る取組の一環として、町内の小学校では週に2回、20分間の自己選択学習の時間を設け、毎月設定される学習テーマに沿って児童が自ら目標を立て、それに向かって主体的に学習に取り組んでおります。児童たちはそれぞれのペースで自分の課題や関心に応じた学習活動に取り組んでおり、苦手なことをできるようになるまで練習できる、得意なことを更に伸ばせてうれしいといった児童の声もあり、主体的に学ぶ姿勢が育ちつつあります。また、高学年では、宿題プランニングの時間を設け、日々の生活と学習を連動させた家庭学習計画を立てる取組も進めております。家庭学習の計画を立てることで宿題をやり切る児童が増え、テストの結果にも好影響が見られております。このように、学びに向かう姿勢や学習習慣に前向きな変化が表れており、今後も子どもたちの成長を支える取組を継続してまいります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 4 点目に行きます。学力が低位な児童・生徒を大切にした授業づくりについて、教育委員会は町内各校へどのような指導をしたか、具体的な報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） まず、全ての児童・生徒の学びを保証すること、特に学力が十分に定着していない児童・生徒のつまづきに寄り添い、確かな学力の育成を支え

る、そのことは教育の根幹であると認識してございます。本町では、ワンステップフ
ォワード、基礎的読解力の定着を目指した取組の強化と授業改善を学ぶ力向上の柱と
して掲げ、徹底、継続、連携協働の3点を基本方針とし、各校において具体的な目標
設定と取組の実践を促しております。具体的には、少人数指導やティームティーチン
グの導入、学習支援員の活用に加え、ICT機器や学習ソフト等を効果的に用い、一
人一人に応じたきめ細かな支援を推進しております。授業づくりにおきましては、理
解を深める教材の研究や、児童・生徒の実態に応じた指導法の工夫を図るとともに、
学校間での実践事例の共有も進めております。こうした取組により、分かった、でき
たと実感する児童が増えているとの報告も受けており、今後も教員の指導力向上や家
庭との連携を大切にしながら、継続的な支援に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。各校では、指導を受けて具体
的に学力向上に向け、どのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 例えば朝の時間を活用し、四則計算の反復練習を継続的に
行うなど、基礎学力の定着に向けた取組を進めている学校がございます。また、小学
校4校におきましては、週に1回、3年生を対象とした放課後補充教室を開校し、基
礎的な読解力の育成や学習意欲の向上に取り組んでいるところでございます。こうし
た取組に加え、家庭との連携を重視しながら、児童一人一人が自分にもできるという
自信を持ち学びに向かえるよう、分かるまで、できるまで寄り添う授業づくりを引き
続き大切にしていまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 5点目に行きます。学力課題や生活課題が学校や地域によ
って差異があり、その課題解決を図るために授業時間数の運用を学校裁量に任せるこ
とは大切であると思います。しかし、その裁量の課題解決への適切な裁量であるかど
うかを見極め、必要ならば指導をするのが教育委員会だと考えますが、このことにつ
いての教育委員会の見解をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 教育委員会といたしましては、地域や学校ごとの実情に応
じて柔軟に教育課程を組み立てていくことは非常に重要であると考えております。そ

それぞれの学校が自校の実態を踏まえた上で主体的に判断し工夫を重ねていくことが、子どもたちのよりよい学びにつながるものと受け止めております。一方で、学校の取組が実際に子どもたちの学びに結び付いているか、その運用が効果的に行われているかについては、教育委員会としてしっかりと見守り、必要に応じて適切な助言や支援を行っていくことが大切だと考えております。実際に、各学校からは毎年度、教育課程の年間計画の提出を求め、その中で授業時数の確保状況や子どもたちの学力向上に向けた具体的な取組内容など、教育委員会事務局内で確認し、必要に応じて指導、助言を行っております。また、授業時間の多寡そのものに着目するのではなく、限られた時間をいかに活かし子どもたちの力を育むかといった視点を大切にしております。子どもたちが自ら学びに向かい、学習を振り返り、次の一步を自分で考えられるような授業づくりを支えるため、学校と連携しながら取り組んでいるところでございます。今後も、各校が地域や子どもたちの実態に応じた裁量を十分に発揮できるよう支援を行うとともに、その運用が適切であるかどうかを教育委員会として丁寧に見極めながら、必要に応じて助言や指導を行ってまいります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 教育長、答弁ありがとうございました。次の質問に入ります。

町民の命と財産を守る行政施策の真摯な推進についてお伺いします。

自然災害から住民の命と財産を守る公務員の使命について、私はこれまでに何度も質問をしてきました。というのも、地域住民から、大雨時の大井寺川の溢水を経験し、大きな不安を抱いた相談が何度もあったからです。氾濫の危険を経験しているからです。大井寺川の排水整備について、昨年3月議会以降、どのように検討し進められたか、以下の2点について報告をお願いします。

1 点目、調整池の整備計画は昨年3月以降、今日までどのように進めてきたのか説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和6年3月議会において、川原調整池の整備計画の進捗状況について一般質問を頂いております。その際、「流域調査や揚水ポンプの放流調整などの調査検討を行い、調整池での流量調整をすることで、調整池に隣接する河川が水位上昇した際には下流河川が流下能力に応じた流量となり、溢水や越水を起こさず下

流域の安全が確保されるよう治水対策に取り組んでまいります」と答弁いたしました。その答弁の後、令和6年度に調整池から上流の流域から流れる水量や揚水ポンプの規格などを考慮した改修を行うため、設計業務の中で検討を行い、今年度に改修工事を実施する予定です。これにより、台風や大雨による河川の増水時に下流河川へ流下能力に応じた放流ができるよう取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に行きます。大井寺川下流彦根市行政区の浚渫計画を彦根市と協議し実施すると聞いていましたが、実施されておりません。実施されていない経緯と理由の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 本質問も令和6年3月議会において一般質問を頂いております。その際、下流区間の彦根市において、JR琵琶湖線の高架区間で堆積する土砂の撤去をしていただいたことを報告し、今後も彦根市と情報共有を行い、河川の適正な管理に努めてまいりますと答弁いたしました。その後の詳細な取組につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 大井寺川の下流河川は一級河川文禄川で、滋賀県湖東土木事務所の管轄となります。本年5月に現地確認を行ったところ、川の中に雑草が繁茂し、法面からも雑木が川を覆い、適正な流水機能が確保されていない状況であったため、すぐに湖東土木事務所へ河川の浚渫について要望書を提出いたしました。今後も湖東土木事務所において早急に浚渫いただくようお願いしてまいります。また、その下流区間となる彦根市の排水路についても、土砂の堆積や雑草などの繁茂により流水機能が低下することがないように、日頃から関係機関と連携を図り、維持管理に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、昨年3月に私、再質で、一部抜粋しますけども、「いつ何が起こるか分かりません。スピードアップしてください。トップダウンで彦根市長と話し合ってもらいたい。住民が本当に不安にかられています。解決する意志はあるのか否か」と質問を、ちょっときつい言い方ですけどしました。そのときに答弁で、「解決はやっぱりしていく。より改善をしていくということは大変重要だと常に思っ

ております。早期にしっかりと着手しながら改善に向けて歩みを確実に進めてまいりたいというふうに常に思っておるものでございます」と力強く答弁いただきました。リーダーシップの発揮できるリーダーだと私は信じております。住民も一日も早い解決を切望していますので、これを一日も早く解決していただくよう強く要望します。お願いします。

次の質問に入ります。愛荘町役場の職場環境や労働条件の改善を図るためにお伺いします。

近年、多くの自治体で、若手、中堅職員の離職の増加が深刻な問題となっています。愛荘町も例外ではありません。愛荘町を離職する職員は、特に他の自治体へ転職する職員が多いと聞いています。このことから、愛荘町役場の職場環境や労働条件が離職の要因になっているのではないかと推察しているところです。基本的に、スキルや知識を身につけた若手職員や、専門的かつ幅広い知見を持ち業務の中核を担う中堅職員の離職は、町にとっては大きな痛手であり、将来にわたって職員バランスにも悪影響を及ぼし、ひいては住民サービスの低下につながりかねない重大な問題だと捉えなければなりません。愛荘町役場の職場環境や労働条件の改善を図るために、次の4点の質問に説明、報告をお願いします。

1点目、職員の離職の増加について、町長はその要因をどのように分析しているか説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 近年、労働市場における人材の流動性は、様々な要因により高いものがありますが、議員御指摘のとおり、多くの地方自治体で、若手、中堅職員の離職が見られるようになり、当町においても同様でございます。一般論としても、また個別各位の御判断の背景には、離職の要因としまして、給与などの待遇面、キャリアアップ、職場環境、その他、家庭の都合や心身の状況など様々な理由があると思われます。また、昨今の若手、中堅職員と言われる世代の方々の考え方も変化しており、過去と比較すると、離職、転職に抵抗がなくなってきており、公務員に限らず雇用する事業所側も、中途採用の年齢の幅を広げる対応をしています。このような社会的背景も離職者が増加する一員だと考えております。

こうした情勢の変化などにより、職員の離職には様々な要因が考えられますが、職員の皆が、やりがいや自らの成長を感じ、住民の皆様や関係機関の方々からも、さす

が愛荘町の職員さんだとお褒めや安心を頂けるような仕事の実践を通し、皆にとって前向きで心地よい環境を構築していくことが重要でありますので、引き続き、創意、力を合わせてまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 2 点目に行きます。職員の働きやすい環境を構築するために、近年どのような取組を実施してきたか、報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 当初、未知のウイルスと言われ、人と人の関係性を困難なものにし、社会のあり様を根底から覆した 2020 年からの新型コロナウイルス感染症の影響下は、ある意味、社会に不寛容な空気が充満した時期でもありました。三密を避けることに伴い、上司や同僚に気軽に相談すること、語り合うこともままならず、組織全体が疲弊し、業務の推進にも大きな制約を受ける厳しい時間でありました。いまだ少し影響はあるとはいえ、しかし現在では職員同士の交流の場が増えてきており、コミュニケーションの充実やワークライフバランスが実現できてきていると考えております。また、業務、執務の近代化に大きなプラスの効果がある取組としてデジタルトランスフォーメーションの推進があり、具体的に申しますと、A I－O C R、R P A の活用、リモートワーク、ペーパーレス化の推進、モニターの活用や L o G o チャットの導入、活用など、かなり効率の良い情報共有や業務の推進に向けた環境整備を進めることができております。また、職員のメンタルヘルス対策にも力を入れており、異動のあった管理職や採用 1、2 年目の職員、ストレスチェックで高ストレスと診断された職員などを対象に臨床心理士によるカウンセリングを実施しているほか、経営戦略課を通さずに直接相談できる窓口の案内もしています。特に毎週の水曜日は定時退庁の推進をしており、定着しているところです。そのほか、毎月、安全衛生委員会を開催し、働きやすい職場となるように各委員から意見を頂いているところです。

以上のような取組を通じて働きやすい職場づくりを進めており、今後も職員の声に耳を傾けながらさらなる改善に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 3 点目へ行きます。特定の職員に業務が偏ることなく、課内の業務がバランスよく遂行できるように、どんな対策を実施されているのか説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 各所属における業務マネジメントとして、所属長が中心となり全体の業務を見定めた上で、特定の職員に仕事が偏らないように、各職員の役職や経験、専門性などを考慮しつつ、仕事の種類や量に応じた業務分配を行っています。また、職員がそれぞれの力を最大限に発揮できるよう、所属内において他の管理職や係長等の意見をしっかりと聞くとともに、過去の事務分掌を参考に決定しています。そのほか、所属長が実施する職員との個別面談により、業務の進捗状況を定期的に確認し、業務に遅れや偏りが生じている場合には、係内での話合いや他の係の管理職を交えて、業務の進め方や課題について協議し、早急な解決に努めているところです。業務を円滑に進めるには、職員が自発的に業務に取り組める環境や、職員同士の相互理解や協力によるチームワークの強化も重要だと考えておりますので、今後も職員同士のコミュニケーションを図りながら、特定の個人に依存するのではなく、チーム全体として業務に当たる職場づくりを目指してまいります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） バランスよくできてるように対策していると私は聞こえたんですけど、愛荘町では国スポ・障スポの対応を、県内で唯一、兼務職員が担っているんですが、これについてはバランスが取れてると評価できるんでしょうか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。国スポ・障スポ推進室ですけれども、数年前から準備室も含めてですけれども、組織を編成させていただいて動かさせていただいております。兼務職員もおりますけれども、その中で専任の職員もおりますので、そういった体制の中でさせていただいているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 4 点目に行きます。職員が休日出勤をした場合の対応について、基本的には平日代休となり取得期限があると聞いております。この取得期限が過ぎた場合はどのような対応となるのか説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 休日出勤をした職員については、通常、勤務日への代休取得が原則となっています。また、取得期限については、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する規則により、休日出勤をした日を基準として、前4 週、後8 週以内に取得す

ると定めております。議員御指摘の代休取得期限が過ぎた場合につきましては、代休を取得することはできません。ただし、休業者や休職者が多い所属、同じ行事等に多くの職員が出役したため、所属において代休取得の調整が困難な所属など、特別な事情がある場合に限り、事前に該当する所属と経営戦略課とが合議した上で、手当支給での対応をしているところです。職員の健康を守るという観点からは代休取得が原則であり、代休が取れる職場環境を整えていくことが大事であると考えます。引き続き職員が適切に休暇を取得できるよう推進してまいります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 町長、答弁ありがとうございます。他の自治体では、代休の取得期限が過ぎてしまったら、時間外手当に切り替えて支給しているところもあると聞いています。取得したくても取得できない職員は多忙な職員であります。図らずもそういった職員に休日にただ働きをさせてしまっている現状を放置していることは、愛荘町で働き続けられない要因になりうるように思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。先ほども国スポ・障スポの兼務の話が出てきましたので、その辺のことを絡めてお話しさせていただきますと、確かに兼務職員さんはすごく大変な思いで兼務をさせていただいているという部分につきましては十分把握をしております。特に去年を見ても、兼務職員さんが土日に出勤することがございます。そういった中で代休取得率を見ても、ほぼ100%取っていただいているというのが現状でございます。ただ、今年度、国スポ・障スポにつきましては、引き続き土日の出勤がありまして、短期間でやっぱり多くなってくるとい部分もございますので、ほか災害発生とか選挙とか、あとコロナ対策、そういった場合につきましては、休日出勤の場合、代休ではなくて時間外の支給という部分もございますので、今後、国スポ・障スポの兼務の部分の土日の出役につきましてはそういった方向でも考えていきたいというふうに思っておりますので、現状を見据えながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 働き方改革の一環でもありますので、やっぱりそういうこ

とはきっちりとしてあげてやってください。一生懸命、職員さんは頑張ってはりますので、よろしくお願いします。

町長、答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） それでは暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 久保田正利君

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利。一般質問をさせていただきます。今回は、3問の質問をさせていただきたいと思います。1つ目として、長期休暇（夏休み）を迎えるに当たり犯罪被害を防ぐ対策、2つ目として、学校グラウンド落雷事故発生に伴う安全対策、最後に、橋梁の長寿命化対策、以上3問について一問一答でお願いいたします。

まず初めに、長期休暇（夏休み）を前に、近年急激に増えている未成年がはまるオンラインゲームによる犯罪被害を防ぐ対策について、当町の考えについて何点か質問させていただきます。

最近、ネット、ネットで知り合った友達が急激に増えています。ネットがいる小中高生は、「いる」が69.7%、「いない」が30.3%、また知り合ったきっかけは「ゲーム」が44.4%、「ラインのオープンチャット」が25.5%、「X」が16%、「T i k T o k」が15.2%、このことから、「実際の友達よりネットのほう居心地がいい」が47.7%、その理由は、「年齢に関係なく仲良くなれる」、「素の自分を出せる」、「直接関わりがないことから相談できる」、「趣味が合う」。子どもたちの周囲や特に家庭環境は、子どもたちが育っていく上で大変重要です。学校だけでは守り切れないと思います。万一の場合のリスクや警察との連携も必要です。このような背景がある中で、当町の現状や課題を教育長にお伺いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、多くの児童・生徒が日常的にスマートフォン等を通じて、インターネット上の様々なサイトやSNS、オンラインゲームにアクセスしている状況にあります。このような中、インターネットを介した犯罪被害から子どもたちを守るため、町内各校においては児童・生徒向けの学習に加え、保護者を対象とした、あるいは親子で参加できる研修機会を設け、ネットに潜む危険性や適切な利用について、毎年継続的に指導を行っているところでございます。具体的には、親子スマホ安全教室や情報モラルに関する授業などを実施し、情報リテラシーの向上を図っております。インターネットは入りやすく見えにくい場所であるとも言われており、そうした特性が犯罪の温床となる要因の1つと考えられております。また、夏休みなどの長期休暇中は、子どもたちがスマートフォンやインターネットに接する時間が増加するため、SNSやオンラインゲームを通じたトラブルやネット犯罪の被害に巻き込まれる危険性が高まります。加えて、教職員が子どもたちと日常的に接する機会が減ることから、変化に気づいたり相談に応じたりすることが難しくなります。そのようなことを踏まえ、今後、夏季の長期休暇を迎えるに当たり、児童・生徒がインターネット上の犯罪等に巻き込まれることのないよう、関係機関や御家庭とも緊密に連携しながら、引き続き効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ただいまの答弁に対し、再質問させていただきます。私も経験ありますが、夏休み長期休暇で過ごした後、2 学期にゴロッと変わってくる友人もたくさんいましたし、先輩も後輩もおりましたので、やっぱりこの長期休暇は一番入る前に調整いただくのが大切なことかと思います。そこで、子どもたちのネット使用で想定される具体的なリスクは何だと思われますか。御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 御承知のとおり、インターネット上では多様な情報を得ることができ、様々な利便性が享受できる一方で、世界中の見知らぬ匿名の不特定多数の人と容易につながることが可能であるため、意図せず有害な情報に触れてしまったり、悪意のある第三者と関わってしまうなど、犯罪被害に巻き込まれるリスクが高まっている現状がございます。議員御指摘のとおり、実際にオンラインゲームを通じて知り合った人物に会いに行き犯罪に巻き込まれた事例や、過度な課金による金銭的ト

ラブル、SNS上でのやり取りが原因となる誹謗中傷、いじめ、なりすましによる性被害、個人情報の漏洩、さらにはストーカー被害など、多様な被害が報告されております。また、被害者となるだけでなく、子ども自身が加害者となるケースも少なくありません。こうした問題は決して都市部に限られたものではなく、地方においても十分に起こりうるものであると認識しており、強い危機感を持って対策に取り組む必要があると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度、再質問をさせていただきます。それでは、関係機関とはどのような連携を取っておられるのか御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 学校におきましては、先ほど申し上げました親子スマホ安全教室や情報モラルに関する授業を実施する際に、滋賀県警察本部をはじめ、近隣の警察署や通信キャリア企業から講師をお招きし、防犯教育への御協力を頂いております。また、児童・生徒がインターネット関連の事案に巻き込まれた場合には、速やかに警察などの関係機関と情報を共有し、必要に応じて専門的な指導や助言を受けるなど連携を図っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 改めて再質問させていただきます。ただいまの答弁にありましたように、親子スマホ安全教室、情報モラルに関する授業などを実施しということでもありますけれども、どういうスパンで実施されておられるのか御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） スパンというか、年に何回かとかそういうお話かと思いますが、発達段階にもよりますので、その理解が十分できる、低年齢であるほどいいということもあるかもしれませんが、一応、小学校であれば高学年等を中心に、最低年に1回はそうした教室をすることで、親子ともどもそのリスクの認識を持っていただくということに努めているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 次の質問に入らせてもらいます。オンラインゲームの中で対戦や助け合いをするので、仲間意識やゲームの上級者として子どもが抱く憧れの感

情が悪用され、犯罪被害につながる傾向があります。会ってみたいと言われると、そういう気持ちになりやすくなるため、ゲームで知り合った人は会いに行かない、個人情報伝えない、オンラインゲームは闇バイトの入口であることを教え、事件やトラブル事例など保護者と共有していくことが大切だと思います。オンラインゲームによる犯罪被害を防ぐための取組を教育長より再度答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、インターネットを巡る脅威は日々巧妙化、多様化しており、学校においてどこまで対策を講じれば十分か、一概に判断することは難しい状況でございます。また、さきにも述べましたように、長期休業中、夏休み特有のリスクもあることから、本町では夏休み前に全校で情報モラル教育を実施し、子どもたちがリスクを理解し、安全にインターネットを利用する力を養う取組を行っております。併せて、御家庭での見守りが極めて重要だと考えます。各御家庭において親子で利用ルールを話し合い、フィルタリングの設定や利用時間の管理を行うなど具体的な対策を講じていただけるよう、学校から啓発や呼びかけを行っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ただいまの答弁に対し再質問させていただきます。今ほど説明のありました家庭での見守りが極めて重要だと考えますということで、親子で利用ルールを話し合うとありましたが、家庭での対策や取決めやルールは十分に機能しているのか、その辺の確認等を踏まえて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、保護者の I T リテラシーの差や、家庭内での対話の難しさといった課題がございます。保護者をはじめとする大人の側が、急速に変化するネット環境に対する知識や対応力に追い付いていない現状も否めないところでございます。子どもたちに対して何が安全で何が危険なのかを説得力を持って伝えるためには、教職員のみならず保護者においても日頃から情報収集に努め、デジタルリテラシーの向上を図っていくことが重要であると考えます。いずれにいたしましても、夏休みを迎えるに当たり、子どもたち自身が自らの身を守る力を身につけられるよう、今後も御家庭とも連携しながら、指導、支援に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。なかなか家庭の中へ入り込んで確認するということはかなり難しいハードルの高いことやと思うんですが、引き続き指導のほうをよろしくお願いします。

あと最後に、当町での SNS の犯罪被害等が、私自身、都会のことばかりやと思ってるんですが、愛荘町に至ってもそういうようなことが既にあったのか、分る範囲で結構です。あれば、ちょっとお教えてください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 非常にその犯罪被害という部分で、例えば警察との連携という観点でどの程度あったかということにつきましては、重大なものというのはさほど、これまで幸いにもないというふうに思っておりますけども、実際に例えば SNS 上でやり取りしたそういう成人と小学校高学年の子どもが会うような、そういう話をしていたというようなこともございますので、十分に本当に都会と同じようなことが起こりうるという大前提で事に当たっていくことが必要であるというふうに思っておりますし、保護者の皆さんのほうにもそのような注意喚起を重ねて行ってまいりたい、そして御協力も頂けるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 子どもたちは好奇心旺盛でついつい手を出してしまい、先ほどもありましたが、リスクに対応できるほどの力はまだありません。ただ、犯罪被害に遭ったときになかなか大人でも対応できず、非常に巧みで巧妙な犯罪に出会ってしまうこともやはりありますので、長期休暇だけではありませんが、犯罪被害に遭わないように引き続き対策のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。学校グラウンド落雷事故発生に伴う安全対策について。

本年 4 月 10 日に奈良市の学校グラウンドに雷が落ち、部活動をしていた生徒 6 人が病院に搬送された事故で、中学生 2 人が意識不明の状態となりました。うち 1 人は意識が回復しましたが、今も入院して治療を受けているということです。このような事故を起こさないため、何点か質問させていただきます。学校グラウンド以外でも雷は落ちます。教育長はどのような対応が必要と思われておられますか。御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） まず今回の落雷事故に関する報道を受け、被害に遭われた生徒の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げますとともに、本町の子どもたちが同様の危険にさらされることのないよう、安全対策に万全を期す必要性を改めて強く認識したところでございます。日頃より、幼児、児童・生徒の安全・安心の確保につきましては、各園、各校の園長、校長に対し適切な対応を講じるようお願いをしておりますが、今回のような事案を含め、学校に関連する事故や事件が報道された際には速やかに注意喚起を行い、再発防止に向けた安全管理の徹底を指示しております。また、去る6月2日に開催いたしました校園長会におきましても、雷をはじめとする急な気象変化や自然災害への備えとして、文部科学省が発出した落雷事故防止に関する通知や学校の危険管理マニュアル作成の手引き等を改めて周知し、防災マニュアルの確認及び対応の徹底を各校園に強く求めたところでございます。今後も具体的な天候リスクへの対応力を高めるとともに、教職員の判断力や情報収集体制の強化など、実効性ある安全対策を継続的に講じてまいります。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。今ほど文科省のほうから学校危険管理マニュアル等が出ているということではありますが、学校外で災害に遭遇した際の対応力の育成等に関しましては、どのように教育をされておるのか御答弁をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、学校外でどのように対応するか、本当に重要なことであると考えております。自然災害はいつどこで発生するか予測が難しく、学校外で発生する可能性もあることから、日頃からの備えと対応力の育成が何より重要であると考えております。各校園におきましては、発達段階に応じた指導として、各教科等を通じて自然災害に関する知識や、その際の具体的な対処法について学習を進めております。また、避難訓練につきましても、災害の発生時間帯を想定した工夫を取り入れており、近年では、休み時間中の発生を想定した訓練や、日時を伏せて実施する訓練など、より実践的な取組を行っております。こうした活動を通じて、児童・生徒が実際の場面でも自ら判断し行動できる力、さらには危険を察知して回避する力を身につけることを目指しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君）　　そうでございます。ただ、被害に万が一遭われたときに、即、手助けに行くというのも、これは危険なことでありますので、その辺も踏まえて回りをよく見て状況判断ができる対応力をつけていただけるような育成に努めていただきたいなというふうに思っております。

再度質問させていただきます。学校外で注意事項等をいかに共有しているかが大切なことだと思っております。どのような共有をされているのか御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君）　　教育長。

○教育長（徳田 寿君）　　特に保護者との情報共有につきましては、現在、保護者連絡用アプリを活用し、迅速かつ的確に情報を発信できる体制を整えております。自然災害の発生時におきましても、このアプリを通じてリアルタイムで状況を共有し、必要に応じて安否確認などにも活用できると考えております。今後は更に活用の幅を広げ、注意喚起の内容や緊急時の対応方法などを分かりやすく伝える工夫を図るとともに、保護者側の操作環境等にも配慮しながら確実な情報伝達手段として一層の充実を図ってまいります。

○議長（森野 隆君）　　1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君）　　次の質問に入らせてもらいます。当町の小中学校での雷検知器の導入状況を、教育次長、お願いします。

○議長（森野 隆君）　　教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君）　　雷検知器につきましては、現在、複数の方式によって雷の発生を検知、あるいは予測する機器が存在をすることは承知をしておるところでございます。しかしながら、電磁波ノイズの多い環境や外部からの雷場変化がある場所におきましては誤検知が発生する可能性があるとの報告をされており、こうした技術的課題を踏まえ、現時点では本町をはじめ、近隣市町において導入には至っておらない状況でございます。また、本町では、現段階において雷検知器の導入に関する具体的な計画はございませんけれども、今後の安全対策を検討する中で、他の自治体の導入事例や機器の精度向上の動向などを注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森野 隆君）　　1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君）　　ただいまの答弁に対して再質問させていただきます。学校、園は、どのように雷をはじめとする気象状況に対応し、園児、児童・生徒の安全を確

保しているのか、御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 気象状況の変化につきましては、各園、各校の管理職を中心に、日頃より教職員全体で注意を払い、状況に応じて、園児、児童・生徒に対し、教職員や保護者を通じた注意喚起を行っております。特に雷や竜巻など命に関わる重大な気象現象に対しましては、気象庁が提供する雷ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト及び危険度分布などの最新情報を活用し、早期の危険予知と迅速な対応に努めているところでございます。一方で、屋外活動中に急変する気象に即応するためには、教職員一人一人の判断力や情報収集体制のさらなる強化が課題であると認識しております。今後もマニュアルの見直しや研修の充実を通じて、園児、児童・生徒の安全を確保する体制の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ただいまの答弁に対して再質問させていただきます。先ほど、電磁波ノイズが多く、環境や外部からの電場変化があるということで答弁を頂きました。また、近隣市町が導入していないとお答えいただきましたが、当町が率先して導入してはと思いますが、いかがでしょうか。最近の情報、天気予報は、昔と違い非常に精度が高いということはもう認識しておるのですが、更に詳しい情報をいち早く検知してはと思います。安価な機器から高価な機器まで幅広いと思いますので、高価なものであれば電磁波ノイズも限りなく少ないかなというふうに思っております。念には念をという考えを持った上での私の再質問ですので、その辺は再度、導入に関しての御回答をお答えください。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 雷検知器につきましては、いろいろそれぞれのものによって長所、短所なりがあると。今、議員がおっしゃったように、高価なものであればそれなりの技術がある、安価なものについては一定の効果があるというようなところで、様々なものがあるというようなこともございますので、先ほど御答弁も申し上げましたけれども、近隣の市町等々の導入事例であるとか、そういうことも参考にさせていただきながら注視をしていきたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。いずれにしても、子どものことでもあり、大人も加えてのことではありますが、安全管理のほう、どうぞよろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。橋梁の長寿命化対策です。

愛荘町橋梁長寿命化指針計画が、令和4年3月に改められ、3年が経過しました。改めて状況等を確認するため、何点か質問させていただきます。

まず、当町が管理している橋梁は幾つあるのか、産業政策監、お伺いします。よろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 現在、当町で管理している道路橋は167橋でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） では、建設後50年を経過した橋梁は幾つあるのか、産業政策監、お願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 2020年度、令和2年度に行った実態調査の結果によると、建設年度が不明な橋が約110橋あり、これらについてはそれぞれの近隣の橋梁の状況等から建設年を推定した上で、町内にある橋梁を整理しました。その時点で、建築後50年を経過していると思われるものが50橋ございました。この結果を基に申し上げますと、2025年、令和7年度時点では72橋でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） では、老朽改修が必要な橋梁は幾つあるのか、どのような状況であるのか、産業政策監、お願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 橋梁の老朽化は全国の地方自治体でも深刻な問題となっています。さきの御質問にもありましたが、当町でも建設後50年を経過した橋梁は72橋となり、今後、更に増加します。現在、当町で管理している167橋は、5年に1度義務づけられている法定点検を実施し、橋梁の損

傷度合いを橋の健全性として4段階で評価しています。町では、その結果を基に改修工事を進めています。点検の結果、健全度の判定が悪い、すなわち損傷度が高い橋梁は優先的に工事を実施しますが、多くの橋梁は予防、保全段階である健全度1、2の橋であるため、長寿命化計画に基づき、損傷が深刻化する前段階で修繕を行う予防保全型の改修工事も併せて実施しているところです。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。不明な橋が110橋、建設後50年を経過している橋が72橋等々でありましたが、非常に不安だと思うんです。記憶に新しいところで行きますと、下水道管等の損傷事故もありましたが、埋設管ではないんです、今回の橋というのは。埋設管でないということは、目視でもできると思うんです。この事故があったときに、主要な橋梁の点検等に行われたかお伺いします。5年に1度の法定点検というのも義務づけられているのは理解した上で、あの事故があったときにどういう動きをされたかというところの説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今は5年に1度というようなところはさせていただいているという御認識のお話はいただいたんですが、今の部分について、そのときに何かしらしたということはございません。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） すいません。そんな自信をもって言わないでください。主要な橋とかいうのは、目視でもできるんですよ。目視でもできるんです。長寿命化で1から4まである中で、3、2レベルのところの対応であると、まだまだ危ないなというふうな意識が、本来、担当課であればあると思うんですけれども、その辺の考え方について再度御答弁をお願いします。認識の話です。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

5年に1度の法定点検に基づいて橋の健全性というのを診断しているという中で、急激に橋の損傷度が増していくとか、そういったところは5年に1度の点検を3サイクル目となっているんですけども、そこで急激な変化が起こってないということも含めまして、改めて主要な橋だけでも含めた点検というのは実際ちょっとしていないというところで、その法定点検をしっかりとした上での判断というところで確認をさせ

ていただいているという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 急激な判定といいますか、橋は揺れて何ぼなんです。主要道路というのは、大きな道路のことを一応想定しているんです。ということは、橋の大きさも大きくなってくると思います。ということは、揺れも大きくなるんですね。点検してるといったところで、そんなに1年目の点検で大丈夫やから2年目は大丈夫でですねということにはまずなっていないで、話が出るとあきませんが、その意識の問題を僕は言ってるんです。なので、急激に損傷が出ないというふうにお答えされましたけど、そういう意味ではないということだけちょっと説明をしておきますので、ここだけ理解していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問ありがとうございます。急激な損傷が増加しないというか、リスクが大きくならないというような判断というか、そういった見込み、意識を持っておりますが、そうしたところの意識がちょっと甘いという御指摘も頂く中で、交通量や、どちらかというよりは交通量が一番、橋に対する損傷度に影響を及ぼすのかなというふうに思っておりますので、そういったところも鑑みながら、今後、必要がありましたら、そうした点検の頻度を上げたりとかいうところも含めて視野に入れながら、維持管理のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。建設から50年以上経ってるということは、鉄筋も老朽化しております。コンクリート強度も当時やったら135とかそういうレベルでしょうし、塩化物の試験も大きくはされてないという認識を持っていただきまして、今後、点検のほうを進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。耐震改修が必要な橋梁は幾つあるのか、どのような状況であるか、産業政策監にお伺いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 現時点において耐震化が必要な橋梁の把握には至っておりません。先ほどまでの答弁のとおり、町ができる対

策として、橋の健全性の評価に基づき予防保全型の改修を実施しているところです。国土交通省が定めた道路橋定期点検要領が令和6年度に改定され、次回の定期点検までにその橋が受けると想定される状況に対して、活荷重や地震、豪雨、出水等に対する技術的な評価を行うことが明記されました。今後は、この定期点検結果を参考に改修を行う必要があると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ただいまの答弁に対し、再度質問させていただきます。先ほども言いましたが、建築基準法が新耐震になってから44年経つとるんです。建設から50年以上経過している橋梁が72橋、長寿命化と耐震性との考え方について、説明等は専門分野ですので回答は求めませんが、当町の今後の、今、令和6年度から変わりましたということがありましたけれども、先ほどから言っています危機感を踏まえ、今後の方針について再度、御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほど御答弁をさせていただきました令和6年度に道路橋の定期点検の要領が変わってございます。その中に、地震であるところの観点というのがしなければいけないというようなところになっておりますので、その辺のところを十分注意をしてやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） その辺も踏まえて積極的によろしくをお願いします。

次の質問に入させていただきます。南海トラフ地震は、愛荘町でも震度5以上が予想されている地域です。昨年8月、南海トラフ地震について根拠のない予知報道もありましたが、今後の巨大地震発生時に備えるため橋梁整備が重要です。スケジュールを、産業政策監、お答えください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 橋梁の耐震補強は、落橋防止システムの設置や橋脚補強等が一般的ですが、現時点で明確な耐震改修基準がないため、取組が進んでいません。そのため、老朽化の判定結果や架橋後の年数、橋梁規模、重要性等から整備の優先順位を設定し、今後の巨大地震の発生に備えていけるよう取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 整備スケジュールをお伺いしてるんですけども、一向にないんですけど、ちょっとそこだけ先にお答えください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほどから答弁をいたしておりますとおり、町内には167橋、管理しておる橋がございます。全ての橋を地震に備えて整備ということは、非常に難しいのかなというふうに考えているところでございます。大地震が起きた場合については、多くの橋に何らかの損傷が起きることが想定されます。その中でも、通行できなくなれば大きな影響が出る橋について、まずは優先的に対応を考えていなければならないと思っております。その大きな影響を受ける橋というのが、例えば緊急輸送道路に指定されている道路に架かっている橋というようなことになるのかなと思います。まずはそういった緊急輸送道路に指定されているような道路に架かっている橋なりの把握等について、そういうことについてはすぐにでも実施していけるかなと思いますので、スケジュール的にはその辺のところをすぐに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。私も167橋全てという話をしてるわけではありません。私も先ほどから言いますように、主要道路ですので、そこに架かる橋であったり、町と町をまたぐ橋であったり、そういうところからが先かなと思っておるんです。だから、その辺の優先順位はどういうことですかというふうにお聞きさせてもうてたんですので、優先順位とされる主要な橋梁はどれぐらいあるんですか。もう全て、以前よりも訓練をいろいろされておられると思いますので、経路ぐらいはお分かり、把握されていると思いますので、どれぐらいになってくるんでしょうか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほど答弁申し上げました緊急輸送道路という部分につきましては、第一次輸送道路というのと第二次の輸送道路というのがございます。第一次の輸送道路につきましては、本町では国道8号でありますとか名神高速道路が該当ということになりますので、これは国なりNEXCO、そういったところが対応も頂けるのかなというふうには考えております。二次輸送道

路につきましては、今ほど申し上げました一次輸送道路と防災拠点を連絡する道路というようなところで、具体的に申し上げますと、国道８号の大手飲料メーカーから愛知川の本庁舎に入る愛知川栗田線のところでありますとか、東のほう側でございますと、名神から国道３０７から一般県道の松尾寺豊郷線を走りまして、旧の秦荘の中ほどに彦根八日市甲西線がございます。そこを通って秦荘庁舎のほうに行く道が第二次輸送道路というようなところになっておりまして、御質問の何橋ぐらいかというようなところがございますが、町が管理をするであろう橋についてはもう数本であろうかなというふうに思っております。ただ、やはりこの町が管理しているだけではなく、そういった国・県なりが管理する道路もやっぱりしっかり通れなければいけないということがございますので、やっぱりその辺はしっかり国・県とも連携を取らせていただいて、愛荘町だけでなく、そういったそのほかの橋もしっかり通れるというような状況でないと駄目やと思いますので、その辺、連携を取ってまいりたいなというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） １番、久保田正利君。

○１番（久保田正利君） ありがとうございます。国道とか３０７とか、そんな一番に混む橋、道路ですので、そういう意味で言ってるのではなくて、愛荘町自体の避難に対する対応をするには愛荘町の中の優先な道路があると思うんです。八日市からとか東近江からとか彦根からとか、そんなことを今、僕は聞いてるのではないんです。その愛荘町のためにいろいろ動かなければならない、そういう橋梁、そういう通路に架かる橋梁はどれだけあるんですかというふうにお聞きしてるんですけども、最後ですのでここだけ説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） いろんな考え方があろうかと思います。今、先ほども申し上げましたとおり、まずは災害が起きたときに物資の輸送であるとか、そういったところの部分が途絶えるというようなところが一番大きな問題になってきようかなと思います。そういったところにつきましては、繰り返しになりますが、愛荘町の中での第二次輸送道路というようなところについての数橋の橋が重要なところとなってきようかと思いますので、そちらをしっかりと考えてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） １番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。災害に遭ったときとかは、国が動いてくれはるのはもうヘリが飛ぶと思うんです。要するに私が言ってるのは、町内がなったときには町内の輸送でヘリなんかなかなか飛ばせへんと思うんです。そういつたときに、そういう大切な橋は絶対守っとかなあきませんよというところを意識してくださいと言ってるんです。南海トラフというのは、去年、おとしに出た地震ではないんです。要するに、そういうなんを想定して町として防災訓練をやったりやっではると思うんですけれども、その経路であるとか、考え方とか、方針自体が何かいまいち薄いような気がします。今後、その辺のことも踏まえているんな訓練の方法、経路を協議いただきたいなというふうに思っております。

最後になりますが、災害はいつどこで発生するか分かりません。災害の発生に備え、整備くださいますようお願いいたします。先ほど言われたように、ハード面やソフト面、予算の関係上、非常にそういう都合もありますが、よろしく整備のほうお願いしたいなというふうに思っておりまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） それでは、執行部の席替えのため、暫時休憩いたします。再開を11時48分といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 澤田源宏君

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

4番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 4番、澤田源宏です。私、一般質問、夏の宇曽川溪谷について、一問一答をお願いします。

これから温くなるにつれ、宇曽川溪谷には大勢の人が涼を求めて来られる。以前にも質問したように、特に土曜日、日曜日には、駐車場が小さいことに加え、宇曽川の右岸が通行止めであるため、道路に駐車をされるので道幅が狭く大変危険であると危惧しているところであります。昨年は地元いちごびよりさんがかき氷のキッチンカ

ーを出され、そして泰川山生産森林組合さんもパトロールに出役を頂いております。
そこで提案ですが、泰川山生産森林組合さんに今とは別の予算を付けてガードマンを
雇い、涼を求めに来られる方の安心・安全を図ることができないものなのか、併せて
トイレの問題も解決できないものなのか、泰川山生産森林組合と行政が一体となり良
い方向に進んでいくことを考えているが、町の見解をお聞きします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 夏の宇曽川溪谷についての
御質問ですが、内容から、山比古湧水周辺の宇曽川溪谷と捉えて答弁させていただきます。
山比古湧水周辺の管理については泰川山生産森林組合様に委託しており、特に
夏休みの土曜日、日曜日、祝日を重点に巡視を頂いています。また、山比古湧水のト
イレについては、愛荘町シルバー人材センター様に清掃を委託しております。まづも
って、関係各位の御尽力により、山比古湧水周辺が多くの皆様に御利用いただけてい
ることに感謝を申し上げます。

しかしながら、議員御指摘のように、夏場の最盛期にはトイレや駐車場の問題が大
きくなってきており、来場いただく皆様が快適に過ごせないケースが出ています。ト
イレについては浄化槽や水量にやや不安な面がありますが、この問題を軽減する一例
として、夏のシーズンのみ仮設トイレを設置し、現在のトイレの負担を軽減すること
が考えられます。これには、予算や設置するスペースが必要となります。また、東近
江市寮でもありますが、駐車スペースは限られたものであり、整備するとなれば候補
地の選定や予算の面においてよりハードルが高くなると考えています。議員に御提案
いただいたガードマンを雇うことは、周辺道路の安全対策に非常に効果的であると思
います。現状は、泰川山生産森林組合の方に巡視いただいていますので、同組合様の
御意見を参考に対応してまいりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 町は宇曽川溪谷と山比古湧水について、どういう捉え方、名
所として考えておられるのか、もう普通の川と考えておられるのか、その辺をちょっ
とお聞きします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 町といたしましては、やは
り、あそこ、山比古湧水、名水百選というようにところにも周辺ではなっておりま

すし、宇曽川溪谷というところでたくさんの方が御来場いただける、町としては普通の河川と違うといえますか、ちょっと観光なりそういった町外からも来ていただけるというような河川というふうに認識をしております。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） どういうふうに捉えられてるか知らないですけど、大体、看板立てて推進しておられますよね、このウォーキングマップというやつで。この辺のことも考えると、やっぱり駐車場とかは必要となってくると思うんです。何でかいうと、大体、去年で8月の盆のときですね、11時から12時ぐらいで駐車場がこの前53台、最高でね。ほんで言うてみたら家族連れが多い、そして300人程度の人が来られてるんです。ここにもあるように、ここ10台も止められないですよ、今の状況で。だから結局、こういうように路肩に止められるんです。ほんなら、もう全然進まないんですよ。ほんで、駐車場が予算が高うつくとか言うけど、この記念の森公園で何も使っていないですよ。あそこまで行けるようにさえすりゃあ、記念の森公園に駐車が十分できると思うんです。その記念の森のところは幅が50メートルぐらいあって長さが150メートル以上あるんです。そういうところを駐車場にするとか考えたら、そんなに予算は要らないと思うんですけど、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。今、澤田議員おっしゃっていただく駐車場の問題というのは、非常に大きな課題であろうかと思います。私もこの手元に今、持っている資料、澤田議員さんと一緒に資料であると思うんですが、あそこのトイレの前は約10台が可能ということでございますが、澤田議員おっしゃっていただくように、一番多い時期で50台を超えるような駐車がございます。そのほかに関しても、やっぱり20台から30台というようなところの駐車というようなところで、市のデータがございます。記念の森というようなところが、今ほどおっしゃっていただいたかなり広いところでございまして、そこも泰川山生産森林組合の方に管理もしていただいておりますというようなところでございますが、駐車場となりますと少し距離があるのかなというふうに考えております。山比古湧水周辺ということでございますとなかなかスペースがないといえますか、限られているというようなところでございますが、今、記念の森に関してはやっぱりその通行というような面もございますので、そこではなく違ったところでも考えていかなければ

いけないなというふうには考えております。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 泰川山生産森林組合さんとしやべると、ちょっとゲートがあってちょっと上がったところに地蔵さんがあるんやさかい、地蔵さん、あの上に変えられましたよね。ほんなら下のところが空いてるんです。そこやと、駐車場スペースに全然ちょっとは行けると思うんです。この空いてるところをなぜ活用しないのかを聞きたいのと、ほんで結局、この林道のところはカーブミラーやら破損しているのを御存じですか、カーブミラーが。ほんで、もうちょっとして、このグレーチングは取られて、ない状況というのも、これ前から言うように、この東近江市としやべって、東近江市のほうからしか行けないんですよ、東近江の。ここに東近江とあれして監視カメラでも付けると、やっぱりちょっとはましになると思うんです。このグレーチング取られたり何やしていること、何回も取られたりしてたら、監視カメラのほうに安うつく思うんですけどね。ほんでその辺と、通行止めにするんやったらするで、鍵がかけられるぐらいのちゃんとしたのをせんと、今の通行止めやったら簡易的で進入もできるんですね、しよう思うたら。それは分かってはるんですよ。ほんで、特にそれで言うてみたら、警備員が何で要るかいうと、ごみの散乱やら火を使うたらあかんけどバーベキューしたり、ほんで山火事になったときとか大変になる思うんです。だから、この泰川山さんだけでこのパトロールはできないと思うんです。土日はしてまらってますけどね。この辺の、結局、滋賀県森林整備事務所と東近江市と愛荘町、ほんで泰川山生産森林組合さんと、ほんで行政機関同士の温度差がないようにしてほしいんです。東近江市は、話を聞いたときによると、泰川山を借りてる、江戸時代から200年計画とか、そんなもんで200年とか500年で借りてるとか、そんなんでどうなってるのかも分からんし、ほんで上のほうへ行ったら東近江との境界線も分かっている人も少ないと思うんです、ずっと行ったらね。ほんで、もう結局、山比古湧水があって、明治砂防もありますよね、観世菩薩の滝とか。ほんで、この宇曽川流路工、登録文化財となってますよね。登録文化財になってたら、この辺の予算をどっかから取ってこられるとか、そういうことは検討とかされたことがあるんですね。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。何点かあったと思います。まず、先ほどからお話しをさせていただいている駐車場の件

でございます。ゲートの先に、少し本ゲートを超えたすぐそこでございますが、確かに地蔵さんですか、何か小さい建物がございました。私もそこは存じ上げておりますし、この質問を頂いて実際に現地も見に行きました。そのところのスペースでございますが、私が思う感覚でいきますと、あんまりスペース的に止められないのかなというようなところ、ただ10台とか20台ぐらいはどうか整備をすればというようなところで、そういったスペースはあるのかなというようなところがあるんですが、例えばそこを整備するといったしましてですと、その関係者の方にお話もさせていただければいけないというようなところもございますので、そこについては少し台数が少ないというようなイメージがございますので、ただ、どこが管理されていらっしゃるというようなところ、地べたがどうなっているかというようなところもしっかりと連携してまいりたいなというふうに思っております。

あと、グレーチングを取られているというようなところで、監視カメラ等をというようなところがございます。監視カメラにつきましては非常に効果的であろうかと思えます。さっきの大分前の澤田議員の質問でも頂きました山比古湧水トイレの周辺でいろいろなことがあるというようなところで、そこに監視カメラというようなところをお話を頂いて、あそこの湧水のところには監視カメラを設置はさせていただいておりますが、そのほかのところにつきましてはまだ監視カメラを付けるというような状況にはなってございません。

あと、東近江なり県なり泰川山というようなところ、それぞれの思い、温度差がないようにというようなところ、地域のことにに関しての、皆がしっかり取り組んでいけというようなところのお話であったのかなと思います。その辺につきましては、東近江市さんなり泰川山さんなりともしっかりとお話もさせていただいて取り組んでまいりたいなというふうに思います。

それと、登録文化財であるのでという、何か財源をというようなところがございますが、現時点では具体的にそういったところでの財源をどうかしてみたいなところはちょっと取り組んでいない状況でございます。

○議長（森野 隆君） ゲートをもっとしっかりした鍵をかけられへんのかというような質問もあったと思います。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） すいません。ゲートをしっかりというようなところ、確かに今の状況ですと動いてというようなところもありま

すので、その辺につきましてはもう少ししっかりとできるよう、看板等は今現状、設置はさせていただいていると思ってるんですが、その辺も少し強化もしなければいけないというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） すぐに答えは出ないと思うんです。東近江市と滋賀県整備事務所、ほんで泰川山森林組合さんと東近江と、やっぱりこの4つか何らかがしゃべって、これからどうしていったら一番この東近江もいいのか、こっちもいいのか、ずつと行ったら、結局、東近江のほうにつながっていきますよね。あつこのすめら学園のほうに、この道的には。ほんで、この辺がもう地域と東近江になるし、ほんで東近江がどこまで、東近江のほうはアスファルトしたあると思うんです。ほんで、そこからは愛荘町になったところで、たしかアスファルトもしてないような状況やと思うんです。その辺を、ほんで東近江市さんが宇曽川溪谷をどういうふうに捉えられているか、ほんでいろいろやっぱりしゃべってもうて、こっちの意向も伝えて、この東近江市さんの土地を通らな行けないわけですね、全部ね。そういうところがあるので、また今度9月に質問させてもらいますので、この8月のこの状況やら見て、それでどういうふうにしゃべられたんか、またどういうふうにされるのか、それだけをちょっと言うとして、私の一般質問は終わります。

○議長（森野 隆君） それでは、暫時休憩いたします。再開を13時05分といたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時05分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。今回の一般質問は4項目で、一問一答で行いたいと思います。

まず初めに、町観光拠点施設について、2点質問します。

1点目は、中山道愛知川宿街道交流館についてです。4月からの来場者数、行事、催事等、施設の運営状況、66c a f eの利用状況、来店者数について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 中山道愛知川宿街道交流館及び66c a f eの本年4月から5月の状況について答弁いたします。中山道愛知川宿街道交流館の5月31日現在の来場者数は、情報発信施設が932人、体験交流滞在施設が399人です。行事や催事については、本陣月末S u n m a r c h eや愛荘町観光協会のキャラクター愛荘町フレンズの誕生会のイベントを開催されています。66c a f eの5月31日現在の来場者は1,328人です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁をお聞きしましても、本当に観光協会さんのほうが努力されているというふうなことも感じられますし、66c a f eに私もよく行くんですけども、メニューなどもオープン時より充実されていると思いますし、営業していただいて良かったと感じています。そして、これからの街道交流館の課題が体験交流滞在施設での宿泊事業をどうしていくかということかと考えますが、今後の計画について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。以前から街道交流館の部分についての宿泊については、町としても課題であろうかなというふうには捉えております。現在の状況といたしますか、今後の見通し、スケジュールというようなところであったと思いますが、今時点で宿泊の許可を取る申請をされていらっしゃるという事で、7月の中旬には宿泊のほうもしていけるというようなことで伺っております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。そちらのほうも努力されているようで、結構なことだと思います。

では、次に行かせてもらいます。2点目に、湖東三山館あいしょうについて質問します。4月からの来場者数、飲食店、土産などの売上状況について、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 湖東三山館あいしょうの5月31日現在の来場者は1万7,390人で、うち飲食提供施設には1,314人のお客様に御利用いただいております。なお、飲食やお土産の売上状況については所得情報となりますので、公表は控えさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。こちらの湖東三山館あいしょうのほうですけど、5月7日から7月18日まで工事のため名神湖東三山スマートインターが閉鎖になっていますけれども、その影響で来場者数も少なくなっているのではないかと考えますが、どのような状況なのかについて答弁を求めます。また、来場者数を増やす対策についても答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 御質問ありがとうございます。今、瀧議員おっしゃっていただきましたように、5月7日から7月18日までスマートインターチェンジの工事によりまして、あそこの乗り降りができないというようなところで、かなりの車の通行量が減っているというようなところでございます。そのことに関して三山館に勤務している者に聞きますと、やはりお客さんの入りというのは大分減っているというようなところで、少し影響は、今の現状ではお客さんが少ないというようなことを聞いております。その取組といたしましては、あそこ営業しているよというようなことが分かりやすいような形で、今までより例えばお食事という旗を立てたりとか、そういったところで目立つように、営業していますよというようなことを目立つようにというような努力等もされているような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） よろしく申し上げます。再質問を続けたいと思います。湖東三山館あいしょうのほうは、飲食部門のほうが観光協会がほかの業者の方に委託をされています。このように指定管理者が業者を委託した場合、指定管理者は業者との契約内容や経営状況など町への報告を行うことになっているのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。町

への報告内容というようなことでございますが、湖東三山館あいしょうに限らず、ふれあい本陣のほうでもそうなんですが、指定管理者との管理運営に関する協定を結んでおります。その協定の中で、施設の利用状況でありますとか収入の状況などを記載した月次報告書なるものを出していただくようになっております。これは、月に1回ということでそういった報告をされるということで、指定管理者からの報告を受けて、町はそれを頂いて管理するというようなことになってございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 指定管理のそういう制度について、ちょっと分からなかったのでお聞きしました。

もう1つあります。湖東三山館あいしょうでは、物販部門のほう、町内業者の方の品物、作られたとかそういう品物と町外業者の方もあると思うんですけど、やっぱりできたら町内業者のほうの搬入を増やす努力をしていただきたいと思うんですけども、その努力をされているのかどうかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。町内業者のものを多く使用していただきたいというような趣旨の質問であったかと思えます。私も施設のほうへ行かせていただきまして、町内のものもございますし町外のものもございます。今、担当のほうとも話をさせていただいてたんですが、少し町内のものももう少し強化できるのではないのかなというような話もしておりましたので、そういったところは今後、指定管理者のほうに指示をしてまいりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。いろいろお聞きさせていただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

次は、学校給食無償化について質問します。

学校給食法第11条2項に、学校給食に要する経費は保護者の負担とするとされておりますが、ここで確認されるべきは、この11条2項は学校給食費を公費負担（無償）とすることは妨げていないということです。1954年に、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑み、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に図ることを目的、制定当時のことですが、として成立しました。同年、旧文部省は文部事務次官通達を

出して、問題の条文、現在の第11条、当時は第6条です。これについて、その費用負担に対する解釈を示しています。この通知の内容を申し上げます。「これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するに、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきものである」というものです。このように、当時の見解では、給食費の一部を公費負担することを禁止していないことが明かです。この見解は、現在でも有効です。2018年に国会でこのことが確認され、一部ではなく全額も含まれていると国の法解釈を引き出しました。ですから、自治体の判断で無償化を行うことは法違反になるわけではないことは明かです。今年度の当初予算における給食費、個人負担金は1億1,440万8,000円であり、今年度当初予算金額は116億6,500万円で、給食費が占める割合は僅か1%にも届いていません。税金の使い道を工夫すれば捻出できるものと考えます。子どもが学び成長する権利を保障しているのが、憲法が示した無償の義務教育です。このことを基本とした考えを持っていただき、教育の一環である学校給食の無償化を求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 日本国憲法第26条第2項においては、義務教育はこれを無償とすると規定されていますが、無償の意味について最高裁判所判例において、授業料の不徴収の意味と解するのが相当であるとされており、直ちに学校給食の無償化を進めるべきとしているものではございません。学校給食の無償化につきましては、これまで幾度となく一般質問におきまして御答弁させていただいておりますとおり、現在のところ、当町において独自の無償化をすることは考えておりません。しかしながら、現在、国において令和8年度以降での給食費無償化について制度化を検討されていることから、今後の国等の動向を注視しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁に対する再質問を行います。2005年に食育基本法が制定されたことを受けて、2008年に学校給食法が改正されました。食育

基本法は、食育を様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるとされました。その後に改正された学校給食法の目的が7つに整備されました。これを申し上げます。1、適切な栄養、健康、2、食事への理解、食生活での判断力、食習慣、3、学校生活を豊かにし、社交性と協働の精神、4、食生活が自然の恩恵の上にあることの理解、生命、自然の尊重、環境の保全、5、食生活が人々の様々な活動に支えられていることへの理解、勤労を重んずる態度、6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化、7、食料の生産、流通及び商品への理解というもので、学校給食を活用した食に関する指導を通じての食育の推進が加わりました。これはもう給食イコール教育ということに言い尽くされます。義務教育は無償と憲法で定められています。教育活動である給食が無償でないということがむしろおかしいことです。先ほどは、現在、国においては令和8年度以降で給食無償化について制度化が検討されているので、国の動向を注視しながら取り組んでいきたいということで答弁いただいたわけですが、国が行わない場合でも地方自治体が住民を守る防波堤となるべきだと思います。町が憲法を守る立場を貫けば、学校給食の無償化に行きつくのが道理と考えますけれども、これに対しての見解を求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘の学校給食法で言うところの学校給食の普及充実であるとか、学校における食育の推進、そうした事柄の重要性につきまして、私どもも到底否定するものではございません。その趣旨については十分尊重されるべきであるというふうに考えてございます。ただ、義務教育無償のその範囲をどこまでとするのかということについての議論というのは、あるいは考え方につきましては分かるところでございまして、そのことにつきましてここで議論させていただくのがふさわしいかどうかということもございまして、食育、あるいは給食の重要性というものは今後も非常に重要であるということを頭に入れながら、先ほど申し上げましたような給食全般に係る制度、仕組み、そうしたものもいろんな動向を注視して、そして考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 子どもの貧困ということがよく言われますけれども、例えば長期の休みに入ったとき、夏休みなど、本当に給食がなくて食べることに困ると

いう子どもさんがいるということを、愛荘町ではちょっと分からないんですけど、そういうことがよくテレビなどで見たりしますし、やっぱりここでもそういうふうな方もおられるんじゃないかと思います。それで、やっぱり本当に学校給食はそういう方にとっても、そういう栄養のバランスとかが必要だと思いますし、今こんなに大変な物価が高騰して暮らしにくい世の中になってますし、やはりこの憲法の義務教育が無償ということを考えていただきまして、子育ても支援するということも考えていただきまして、ぜひ御検討いただきたいと思います。今、学校給食の無償化を行っている市町は滋賀県でも7市町に広がっているわけですし、本当にその前と比べたらどんどん広がってるんです。そういうことで、この愛荘町でもぜひ御検討を頂きたいということをお願い申し上げます。

では、次の質問に移りたいと思います。次に、民生部門に関わる質問を4点行います。

1点目に、愛荘町高齢者通院支援助成事業について質問します。町では、自ら自動車の運転ができない低所得高齢者が定期的に医療機関に通院するために必要な交通費を助成する目的で、1枚600円のタクシーチケットを、対象者の条件により年間18枚、24枚、36枚を補助しています。1回の業者に使うチケットは2枚が限度とされています。対象者の方より、「タクシーチケット2枚の不足分は自己負担になるので、1回につき使える枚数を増やしてほしい」との御意見を伺っていますので、町民の要望である1回につき使えるタクシーチケットの枚数を増やすことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 高齢者通院支援助成事業は、低所得の高齢者が慢性的な疾患で月に1日以上、または2か月に1日以上に通院が必要な方の交通費の一部を助成する事業です。1回の乗車で助成券2枚までで利用ができ、往復で4枚、仮に同日に違う病院に行かれる場合においては更に往復分4枚が御利用いただけます。また、愛のりタクシーでの利用も可能とさせていただいております。通院される病院によっては助成券2枚では不足する分について自己負担が生ずる場合もあると思いますが、年間を通じてしっかり定期的に通院をしていただくことも本事業の目的としているため、1回の乗車に使えるタクシーチケットについては、現在の利用枚数2枚の設定となることについて御理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ちょっと今、答弁でも言っておられたんですけども、対象者の方にはいろんな考えがあって、少しずつ回数を多く使いたい人もいるし、1回乗ったときの自己負担を抑えたいという方もおられますし、そういういろいろな考えを持っておられるとは思いますが、ずっと1回につき2枚までというのが、本当に長い間これで変わりなくこうなってるんですけども、これはなぜかなとありまして、もしそういうときの決められたときの根拠というのが、こういう規則になった理由とのか、それがお分かりならば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） タクシー利用時の初乗り料金ですけども、現在500円でチケット1枚で御利用いただけます。しかし、介護タクシーにつきましては初乗り料金に介助料等が加算されるため、1回当たりの利用を2枚ということで設定させていただいております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、もう1つ再質問させていただきます。18枚、24枚、36枚という、人によって枚数があるんですけども、全部その対象になっている人がタクシー券を使い切っているのかどうかということについて、そういう統計を取っているのかどうかということについても答弁を求めたいですし、それがあるのなら、その結果について、使い切っているのか、それとも使い切っていない人もいるのかということをお答えを求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 令和6年度の実績といたしましては、1年間を通しての交付は96名です。この対象者のうち56名の方が利用されており、全てを使い切られている方は、例年1割程度の状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） つまり、全て使っている方は1割程度ということは、9割が使い切っていないという意味だと思うんですけども、こういう現状があるということは、やはり使い切れないということか、つまり余らせたくないというか、そういう

ふうな思いも、つまり 2 枚以上使いたいという方の中にもそういう思いがあるのではないかということを今、感じました。ですから、1 年でそれを全て使い切ったほうが費用対効果というか効果が、そのもらった方に対しての値打ちがあるのではないかと思いますので、そういうふうに余らすより 1 回に、町民の方が実際にそのような要望を出しておられるので、1 回に必要なタクシー代をその人が使いたい分のチケットの枚数をそういうふうに使えるようにされたらどうかなと思いますので、ですから今後やはりその人の希望で枚数が使えるというふうに自由に使えるように体制というのは検討していただきたいと思いますので、そのことをお願い申し上げまして次の質問に移りたいと思います。

次が 2 点目ですけれども、緊急通報システムについて質問します。

在宅の 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等の急病または事故などの緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全確保のために緊急通報システムが設置されています。高齢者の方から、「申し込もうと思ったが、固定電話がなく、携帯電話だけを所持している者には設置できないと言われた」とのことです。委託先との兼ね合いがあることはお聞きしていますが、今後、固定電話を置かずに携帯電話だけを所持する傾向になろうと考えますので、携帯電話のみを持っている方にも適用できるように検討していただくことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 緊急通報システムは、緊急時にボタンを押す固定型の装置と、首から下げるペンダント、そして火災報知器がセットで貸出しがあり、固定電話の回線をつなげる必要がございます。電話の回線を利用しない携帯型緊急通報装置は、電波状況により使用できない場合があることや、火災報知器の設置はできないため安全性を確保し切れない点があり、現在は利用可能としていません。しかしながら、議員御指摘のとおり、近年、固定電話を保持されない状況や利用者のニーズに合わせた対応が可能かどうかも含め、検討していきたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 11 番、瀧 すみ江君。

○11 番（瀧 すみ江君） 再質問ではないんですけれども、今、答弁そうやっていただきましたので、前向きな答弁を頂いたと思うんです。今、本当にスマホ中心の生活、今の若い方が高齢になってくれば、もっともっとそういうスマホ中心になってきますので、ぜひ命を守る面でも、今後のことを考えて検討課題の 1 つにさせていただく

ことをお願いしたいと思いますので、そのことを要望いたしまして次の質問に移りたいと思います。

では3点目ですけれども、後期高齢者医療の資格確認書についてです。

8月1日から国民健康保険証や後期高齢者医療保険証がなくなり、マイナ保険証を取得していない方には資格確認書が送付されとの説明を受けていましたが、厚生労働省は都道府県に対し75歳以上の高齢者全員に、マイナ保険証の保有にかかわらず、従来の健康保険証と同様に利用できる資格確認書を交付するよう求める事務連絡を出しました。連絡文書は、75歳以上のマイナ保険証の利用率はほかの年代より相対的に低い状況だと指摘し、7月31日に後期高齢者医療保険証が一斉に有効期限を迎えるため、資格確認書の交付を求める人が自治体の窓口に殺到するおそれがあるとしています。その混乱回避のため、来年7月末までの暫定措置として、75歳以上の高齢者には申請によらず自動的に資格確認書を交付するよう要請しました。以上の情報は一般的に知られていないように思いますけれども、後期高齢者医療加入者全員に資格確認書が送付されるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 令和7年4月の厚生労働省からの事務連絡において、令和8年7月末までの1年間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず申請なしに資格確認書を交付する暫定運用とされたことから、本町においては後期高齢者医療制度の資格確認書を令和7年7月中に全ての被保険者にお届けをいたします。また、6月の被保険者への保険料の通知において、マイナ保険証資格確認書に関するチラシを同封するほか、町広報あいしょう7月号や町ホームページにより、高齢者が安心して医療機関を受診いただけるよう、被保険者に寄り添った周知に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の再質問を行います。後期高齢者医療制度の対象者である後期高齢者の直近のマイナ保険証取得率はどのくらいなのかについて答弁を求めます。また、マイナ保険証の利用率についても答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。滋賀県後期高齢者医療広域連合を通じまして厚生労働省から公表されました、令和7年3月現在のマイナ保険証の登録率と利用率で御答弁させていただきます。本町での令和7年3月時点の後期高齢者

医療保険のマイナ保険証登録率につきましては64.33%、利用率は20.25%でございます。なお、利用率は月ごとの全レセプトを分母とし、被保険者がマイナ保険証を活用されました件数で月ごとに算出されています。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁でも、つまり使っている人は少ないということです。取得した人は64.33%と言われたんで半分以上ですけれども、そういうことが本町で言われていましたが、厚生労働省の資料では、12月のマイナ保険証利用率のことなんですけれども、65から69歳は33.5%、85歳以上は17.2%ということで、本当に後期高齢者の利用率は少ないです。国民全体ですけれども、国民全体のマイナ保険証の利用率も26.62%ということで、今年の2月のことなんですけれども、本当に全体でも少ないということは、やっぱり落としたら困るとか使い方が難しいとか、そういうことで多分、取得はしても使っていないものが多いと思いますので、このような政府も対策を講じたんだと思います。政府は昨年12月に、国民の反対を無視して健康保険証の新規発行停止を強行しましたが、資格確認書はマイナ保険証に本格移行する際に導入されました。そして、今年4月に後期高齢者医療加入者全員に資格証明書を送付することを決めました。国がマイナ保険証を国民に強制しようとしたが、結果として緊急にこのような措置をせざるを得ないことになりました。このことは、国がマイナ保険証が失敗だったということを認めたということではないかと思います。いま一度、紙の保険証の復活を訴えまして、次の質問に移りたいと思います。

次に4点目ですけれども、令和7年度がん検診について質問します。

先日、私のところにもがん検診のお知らせが郵送されました。大腸がん検診は検査キットが同封されており、昨年と同様でした。対象者と書いてあるところを読むと、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診は問題を感じませんでしたが、乳がん検診、子宮頸がん検診の対象者は昨年度の町の検診を受診していない方と書いてあったので、私自身も昨年受診したのかどうかおぼろげで役場の窓口で尋ねました。このような書き方では、受診したらよいのかどうか分かりにくいのではないかと感じました。前は、対象者には個別に案内が郵送されていたと思いますし、そのほうが分かりやすく受診率も上がるのではないかと考えますが、このことについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） がん検診の個別通知は、子宮頸がん検診の初回対象者20歳の方、乳がん検診の初回対象者40歳の方に、また前年度に大腸がん検診を受診された方には検査キットを同封して通知をしています。子宮頸がん、乳がん検診の集団検診の実施時期は、昨年度までは9月から11月に行っていましたが、今年度から肺がん、胃がん、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、生活習慣病検診、特定検診と合わせて総合検診が受けられるよう検診のスタイルを変更いたしました。そのため、今年度に限り、2年前に子宮頸がん、乳がんの集団検診を受診された方には、はがきにて実施時期の変更をお知らせいたしました。

議員御指摘のとおり、子宮頸がん、乳がん検診は2年に1度の受診になるため、御自身がいつ受診されているのか分からないというお声をお聞きしますが、WHOのセルフメディケーション、つまり自分の健康は自分で守るという考えをもとに、当町では検診結果も含めて御自身で管理していただくことを推奨しております。そのため、健康カレンダーや広報、ホームページ、LINE等で各種検診の日程等をしっかりと通知しております。また、集団検診だけでなく、県内の指定医療機関で御自身の体調に合わせて受診していただけるよう体制も整えておりますので、御理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 先日、私も、乳がん、子宮がん検診は一緒に受けましたが、人も少なく待ち時間もほとんどなかったので、予約する方法には賛成です。

再質問ですけれども、検診受診率アップのために工夫されていることは何かについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 御答弁させていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたように、今年度からは各がん検診と生活習慣病や肝炎検診、特定検診とかを1日で受診できるように総合検診ということで位置づけさせていただきました。また一方で、胃内視鏡検査や子宮頸がん、乳がん、特定検診等々に加えて、肝炎ウイルスや生活習慣病検診につきましても、身近な医療機関で受診できるように調整のほうをさせていただいた経緯があります。また、令和5年度から各種検診を電話での予約とさせていただきましたけれども、ウェブ予約を導入

させていただいたことによって、24時間いつでも好きな時間に予約を取っていただくように、受付につきましても変更させていただいております。また、健康カレンダーや広報、防災無線での周知に加えて、一昨年にウェブ予約された方につきましてはLINEでプッシュ通知をさせていただくなど工夫をさせていただき、受診勧奨と受診率アップにつなげている状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、ウェブ予約のほうで答弁でありましたが、今、言っておられたのがちょっと分からないんですけど、そうやって2年に1度の検診対象者ということで、そういうことで去年受けた方が予約される場合、そういう場合、ウェブで予約される場合、どのようになるのかについて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） ウェブ予約につきましては、対象者を精査させていただいて予約が取れるようにしております。そのため、一昨年前に子宮頸がんや乳がんを受診された方はもともと予約が取れないような、そんな形で精査のほうをさせていただいています。こういった意味におきましても、ウェブでの予約をしていただけると、自身が今年度の検診の対象であるかどうかがとても分かりやすいウェブ予約となっておりますので、今後も推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございました。本当にいろいろな努力で受診率が上がり、早期発見、早期治療が進む取組を更に進めていただくことをお願いしまして、最後の質問ですけど、次に移りたいと思います。

最後に、秦荘地区と愛知川地区のごみ収集方式の統一について質問をします。

愛荘町役場の庁舎は、昨年、愛知川のほうに統合されました。しかし、瓶類、金属、がれき収集方式については、合併20周年になってもまだ統一できていません。秦荘地区はごみステーションに置いてあるコンテナに入れる方式で、愛知川地区は各戸が購入したコンテナに入れたものをごみステーションに置いてきて、収集後に空のコンテナを取りに行く方式です。愛知川地区は1回の収集で2回ステーションに行くこと

になります。統一するなら秦荘方式に合わせたほうが便利と考えます。秦荘地区と愛知川地区のごみ収集方式の統一はいつになるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 愛知川地区と秦荘地区のがれき、金属、瓶類の収集方法の違いにつきましては、令和6年3月の総務産業建設常任委員会で御質問いただいた際に、収集方法の見直しについては彦根愛知犬上広域行政組合で検討されている新ごみ処理施設の稼働に合わせて、1市4町の圏域で統一化を考えていると御説明いたしました。議員御指摘の収集方法の違いの背景には、町の合併時の協議において両地区の排出量に2倍の差があり、事業者との調整の結果、収集方法の統一が困難と判断されたことによるものです。これにより、現在も両地区の収集事業者は異なっております。議員御提案のように収集方法を変更するには、ごみステーションでルールどおりに分別した上、事業者が安定的に処理できるかという課題がございますので、さらなる調査検討を進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問させていただきます。先ほど答弁の中にもございましたように、2024年3月議会の総務産業建設常任委員会で行われた両地区のごみ収集方式の違いとその統一についての協議の中で、問題提起として、住民が使いやすく便利に、そして役場のほうもコストのかからない方法ということで、その日に出された意見も踏まえてしっかりと精査していただきたいという委員長のまとめの発言がありました。その意見の中には、瓶類の色の分別さえ徹底すれば、愛知川地区でも秦荘地区のようにごみステーションに設置して、持ってきた瓶類をそこに入れて帰るようになれば、業者の収集においても変わらないのではないかという内容の意見もありました。瓶類においては愛知川のほうが量が多いと先ほどの答弁のほうにもされていましたが、愛知川は色付き瓶と無色透明瓶が別々の日に収集が行われているので、個人個人がコンテナを置いてくるのではなく、ステーションに設置したコンテナに入れる方式に変えることは、業者の手間が余計にかかるということもないのではないかと思いますし、難しいことではないと考えます。がれきや金属についても同じ方式でいけると考えますけれども、今から愛知川地区の方式について検討していただくことを求めますけれども、このことについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 愛知川地区の瓶類は、収集業者が再資源化施設に直接持込みをしているため、ごみステーションできちんと色分別されていないと業者が回収することができません。その色分別を確実にを行うため、御家庭のコンテナで仕訳けた状態でステーションに運んでいただいております。愛知川地区ではこの仕組みが現在まで長く続いており、住民の皆様にも分別意識が浸透していることから一定の効果があると考えておりますが、御負担を感じるとも伺いますので、御提案いただきました方法も含めて収集業者と協議し、検討を進めてまいりたいと考えます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございました。彦愛犬の新ごみ処理施設の稼働に合わせてというようなことも言われているわけですが、彦愛犬の新ごみ処理施設が焼却方式の施設を目指すと言われていた頃は令和13年に稼働と言われていましたが、昨年に彦愛犬広域行政組合がトンネルコンポスト方式を打ち出したときの計画には令和17年稼働とされました。そして、現在どのような方式になるのか、その稼働時期がいつになるのか、全く先行きが見えない状態です。新ごみ処理施設の稼働時期に両地区の収集方式の統一をするといっても、気が遠くなるほどの遠い時期のことになります。そうではなくて、今からできることは検討していただく努力をしていただきますことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 外川善正君

○議長（森野 隆君） 続きまして、9番、外川善正君。

9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 9番、外川善正。一般質問を一問一答で行います。

行政における新しい組織が設置されるときは、企画から業務の検討、実施体制や関連部門への周知、また住民の方々への通知など、多くの作業が必要となります。今回、令和7年4月1日に愛荘町こども家庭センターが開設されました。この1つの組織の開設に伴い、説明は行っていただいたんですが、少し理解しがたい点が見受けられることから数点お尋ねします。

まず1点目について、教育民生常任委員会では、令和6年12月に、また令和7年3月に協議を行い、2回ともほぼ同様の資料で説明を受け協議を行いました。その資

料の説明から、新しい組織の大きさと重要さを感じましたが、その後、開設以降、このときのイメージ図と同様な形で運営されているのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 児童福祉法の一部改正に基づき、本町においても令和7年4月から子ども支援課内にこども家庭センターを開設し、この相談窓口を保健センターに置きスタートしたところです。4月からの本町におけるこども家庭センターの体制として、子ども支援課長がこども家庭センターの所長を兼務し、統括支援員に保健師を、その他社会福祉士や保育士等を配置し、子どもや子育てのこと、家庭の各種相談に対応しております。令和6年12月議会及び令和7年3月議会の教育民生常任委員会の説明時に用いた資料、イメージ図のと通りの体制で運用しております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 妊婦や乳幼児、その前にこれ、私、質問の中で、先に村田議員が朝の1回目の質問されておられますんで、できるだけ重複するところは割愛させていただきますので、ひとつ御了承のほどよろしくお願いします。児童虐待や発達支援などの業務、これは子ども支援課、健康推進課が分担して、そして連携してやりよったんですが、今回4月1日からは一体化し充実した支援及び強化を図ることを目的にされていると理解しております。その中で、あのイメージ図を見てたら、センター長はマネジメントができる方、それを1名配置しますよと、議会の教民でも話しされておられます。そして、統括支援員は1名配置しますよと、それとその設置条例等で組織の業務内容の変更を説明されたときに、健康推進課からは子育て世代包括支援センター、この部分が家庭センターへ行きますよと、逆に今まで子ども支援課にあった児童虐待ネットワーク事業を家庭センターに持っていきます。そして、先ほど言うた形で運営されますというような説明を受けてます。それはそのとおりなんですけど、この2つの業務を1つにされるということは、私は本当に重要なことだと思いました。それがそのセンター長は兼務で、そして現在の組織表を見てますと、保健師さんと社会福祉士、その方の2人で運営されてると、この大きな組織を本当に1つで、常駐される方は2名ですね。もう1人、教育委員会のほうから虐待関係で兼務される方もおられました。そういう中で運用していく、その形が教民の委員会の中では私は見えなかったんです。だから、これはいつか説明あるやろというのは期待しとったんですけ

ど、全協でもなかったし、そういうところ辺のやはり業務を運営していくというのは、動線の問題やら、たとえ兼務であっても子ども支援課の課長である方が兼務されてると思うんです。その動きがやっぱり見えるところから兼務されるほうがいいんじゃないかなと。あそこの今の健康保険センター、そこを覗きますと、左に入った別の部屋に子ども支援課、多分、課長はそこにおられると思いますわ。右側のほうに、こども家庭センターが置いてます。そういう状況の中で本当にうまく行っとるんかなと、これからの課題ですけど、その持ってたイメージと現状のことがちょっとアンマッチになったんで、どういう形で運用していくんやという説明があったのか、私はあんまり記憶がない。それと、本来の形やったんかいうのを質問させていただきました。再度お聞きしますけど、今の兼務の方はちょっと横へ置いといたら2名しかおられません、こんだけの業務。その方で本当に回っていけるのかいうのをお尋ねします。そして、併せてもう1つは、今まで当町の行政は割合ミスが多かった。だから、自分ところの持ってる仕事はきちんと責任を持って果たすんですが私は、それをやっていかないと駄目だと思います。そういうことが今まで抜けたあったから、1年間に十幾つのミスが発生した、そんなん出たんで、そこの点を考えてイメージどおりの体制でできましたのかというのを最初にお伺いしたいんです。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 失礼いたします。繰り返しもなるんですけども、先ほど議員も御指摘いただきましたように、センター長のほうにつきましては、子ども支援課の課長であります私のほうが兼務をさせていただいております。一応、こども家庭センターのガイドラインもセンター長のほうは兼務も可能であるというふうにも書かれておりますし、町の規模によって兼務もやむを得ないかなと思っております。あと、統括支援員の保健師については専任をさせていただいておりますのと、社会福祉士の正規職員を1名配置しております。あと、会計年度任用職員ではありますが、社会福祉士の職員、あと保育士の職員が3名、会計年度任用職員でもおります。あと、教育委員会のほうの参事も兼務させていただいておりますのと、健康推進課の保健師も兼務辞令が出ている職員もおりますので、組織表につきましては正規職員のみが記載されておりますが、こういった形で運用させていただいております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） そうしましたら、会計年度任用職員さん含めて何名の体制で今、行ってるんですか。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 兼務の職員も混ざってですが、センター長が私が兼務しておるのと、正規職員で専任が2名、あとは会計年度任用職員が3名、そして健康推進課の保健師と教育委員会の参事の兼務もございますので、合計は8名となっております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） ありがとうございました。分かりました。何分、重要な部分ですので、その体制できちんと責任を持って業務を遂行していただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に2点目について、令和7年3月定例会で令和7年度当初予算が提示され、予算・決算特別委員会に付託されました。そのときの資料、令和7年度当初予算概要の中には、愛荘町こども家庭センターの具体的な資料は綴じ込んでなかったです。重点戦略の1の中で1行だけ、こども家庭センター事業、新規1,853万3,000円、これが明記されてます。子ども支援課の愛荘町こども家庭センターの開設については、令和7年4月1日開設となっていることから、本来この7年度当初予算概要には愛荘町こども家庭センターのそのものが掲載されてないと私はおかしいんじゃないかなと。もし、この予算のほうは経戦のほうが多分持っておられると思いますので、これを作られるときに入っていないのは分かってたのか分かってないのか、どうやったということを含めて御答弁願います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 先に私のほうから説明のほうをさせていただきたいと思います。令和7年度当初予算において、愛荘町こども家庭センターに係る予算額は令和7年度当初予算の概要の児童虐待防止ネットワーク事業として800万円と、子育て世代包括支援センター事業として1,053万3,000円の2つの事業を位置づけて予算化しております。その合計額1,853万3,000円をもって、重点施策の取組の中のこども家庭センター設置事業として掲載させていただきました。こども家庭センターの設置については新規の重点施策になりますけれ

ども、現行の児童虐待防止ネットワーク事業と子育て世代包括支援センター事業を一体的に実施していく体制整備であるため、今年度に限りこのような形で予算計上させていただいた経緯でございます。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） 今、今年度に限りこのような形で掲載されたとおっしゃられましたけど、この今期限りというのは、これは予算とかそういうようなものについては、今期やなしに来期でもこういうようなケースは何ぼでも出てくると思うんです。だったら、いつ説明しようとしておられたのか伺います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。

繰り返しになって大変申し訳ございませんけれども、施設の設置につきましては今年度設置ということになりましたけれども、事業内容につきましては、子ども支援課と健康推進課それぞれが既存で実施している事業を一体的に実施するということで重点施策として挙げさせていただいております。また、後ほどの答弁にもあるかと思いますが、条例を3月最終日のほうに上げさせていただいたこともございましたので、今年度につきましては条例が通ってから具体的な事業実施ということで、2つに分けさせて事業実施のほうをさせていただくような形となりました。今後につきましては、こども家庭センター事業としてしっかり位置づけ、令和8年度からは邁進してまいりたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） 条例の絡みについては、次の質問の中で一緒に話させていただきます。この予算は、7年度の予算書見たら、健康推進課に今の子育て世代のところで金額が挙がってます、確かに。そして、子ども支援課のところにも挙がってます、ネットワーク事業の1つとして。それが、何もなかったらそのままガッチャンして、それでもやっぱりこういうふうに読み替えてくださいという説明があっても私はおかしいと思うねん。けど、このこども家庭センターというのは、冒頭の1枚物の開設しますという大きな趣旨のところ、2つの組織を寄せて充実して強化を図りますと書いてあんなねん。そこまで支援強化を図るとなったら、ただ単に2つの組織をばっと寄せ付けてそしてするんやったら、何もせんほうがいいでしょう。やっぱり1つの組織を起こして、そして打って出ることも必要やし、今までできてへんだ分を掘

り起こしてそこへ入れ込んでも、そういうことがない限り新しい組織をつくる意味がない。私はそう思うんです。だから、それに伴って予算もこの分も増えますよとか、現行の1,853万3,000円か、その部分から例えば100万円増えますよとかいう説明もありゃあいいんですけど、そんなん全くない。そこはどういうふうに考えておられますか。これは……。

○議長（森野 隆君） 外川議員、すいません。これは追加質問になりますので、事前通告をされていたら……。

○9番（外川善正君） してます。してます。

○議長（森野 隆君） 事前通告されてるんですね。

○9番（外川善正君） 予算、書いてます。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） 今ほど、外川議員の令和7年度の予算措置についての部分についてお答えさせていただきます。

先ほども福祉政策監のほうから予算の概要のほうは説明はいただいたわけですが、この事業という部分は、少し戻りますけども、以前から2つの事業、子ども支援課の事業と、そしてまた健康推進課の事業を進めておりました。また国のほうとして、連携した子育て支援という部分も含めて体制を整えるようにということで、それぞれのまちがスタートするような形で、愛荘町としましてはこの令和7年4月からスタートするというところになります。そうした中において、予算という部分は、議員御承知のように、事業を実施するに当たっての必要経費でございます。その部分を今までどおり確保した事業として、それぞれ確保していたものを新たな体制として進めるに当たっては、その事業を新たな組織に使うということは何ら問題もございませんので、当町としましては、私どものほうもこの予算を計上するに当たりましては、既存の事業をそのまま継続して予算化できるという判断のもと、この別々のままで7年度は上程し、また組織が体制した令和8年度以降は新たな事業として取り組んでいくという事業の整理をしております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） それでこの2つ目のところの質問にも書いてますけど、やっぱりそれやったらそれでそういう説明を、この予算・決算特別委員会の中で私はすべきや思う。ほんで、誰やったかな、ちょっと私は覚えてませんが、そのこども家庭

センターについて、予算・決算特別委員会ですので質問されたときに、行政側からは設置条例がまだ承認されてへんでという答えで回答されてないんやわ。だから、先ほども言いましたように、いつ説明するんでっかという話をさせてもうてん。言うてる意味分かりますか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） 今、外川議員さんのほうおっしゃっていただいている意味ですね。要するに、条例が可決されたらというところの部分だと思うんですけども、仮に条例のほう、我々としては可決していただくような形で進めてはありますが、万が一のこともあります。今までどおりの事業、2つの課の事業が継続的にこの事業は途絶えることなくやっていく必要がありますので、7年度事業としては別々に計上して予算を上程させていただいたという経過もございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） あんまりこれに関わりとうないんやけど、私が一番冒頭に言うたように、企画から運用するまでのとこをうとうてます。その中にはやっぱり、今、言うた予算も出てきよるし、設置条例もあるし、組織の改正の条例もあります。そして、この条例いうものはそれが通らん限り次のステップは説明できんということか。今やったら、この予算・決算も、この質問があったときに条例が通ってないからと言われた。先ほども、条例が通ってないからというようなことを言われました。ここはもうこども家庭センターさんには関係なく、それ書いてました。

○議長（森野 隆君） 条例は3番目ですね。

○9番（外川善正君） 3番目。

○議長（森野 隆君） もう3番目に行っておられるんですね。

○9番（外川善正君） 行ってます。行かざるを得んようになって。

○議長（森野 隆君） どうぞ。

○9番（外川善正君） だから、その条例についての考え方は一遍教えてください。これは副町長か町長に答えてもうてください。

○議長（森野 隆君） 外川議員、本議会は通告制を取っておりまして、事前に質問は書面で出して協議していただくという会議方式を取っておりますので、決してその場の会議ではございませんので、もう少しこの事前通知にのっとった質問をしていた

だかないと議会自体がまとまっていきませんので、もう少しこの通告書に沿って御質問をできたらよろしくお願いいたします。今、条例のほうに行っておられるんですね。

○9番（外川善正君） これらについて、さきの質問を含め、条例の上程、また質疑及び時期などについて……。

○議長（森野 隆君） 分かりました。じゃあ、3番目、次の3点について条例についてお尋ねしますから、お願いいたします。

○9番（外川善正君） そしたら元に戻りまして、次に3点目については条例についてお尋ねいたします。今回、議案第8号 愛荘町こども家庭センターセンター設置条例及び愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例が上程され、可決されています。これらの条例は、愛荘町こども家庭センター設置に係るものであり、業務を開始する時期を決めるもの、また業務を的確に推進するものなど多くの要素を含んでおり、開設以降のこども家庭センターが効率よく十分に機能が行えるよう、関連部署並びに内外等に周知を図ることも必要かと考えられます。そして最後のページ、これらについて、さきの質問等を含め、さきの質問は1点目、2点目、そういうようなものを含め、条例の上程、また質疑及び時期などにおいて、どのような形が望ましいかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。

こども家庭センターの設置に関しましては、令和5年12月及び昨年12月議会の教育民生常任委員会での調査研究テーマとして取り上げていただき、議員の皆様と協議をした上で、3月議会で設置条例の規定を上程させていただきました。また、こども家庭センターの設置につきましては、機能が十分発揮できるよう、また効率的に運用できるよう、子ども支援課、健康推進課、教育委員会とで繰り返し協議のほうを重ねてきた経過もございます。したがって、条例の上程の期間、時期につきましては適切であったと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ここでさきの質問に戻るわけです。経営戦略課長が話したように、本当にこれは条例が終わってないと説明できひん、これは予算・決算特別委員会ではそのようなコメントをされました。だから、先ほど言うたように、条例についての考え方をお尋ねします。どなたでもよろしいわ。

○議長（森野 隆君） 今ほどの福祉政策監の質問に対して疑義が生じたということで再質問をされているわけなんですね。分かりました。

副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） 外川議員の先ほどからの御質問にお答えしますが、全くの新規事業かつ全くの新設の組織ということであれば、議員のお考えどおり、予算措置についても新規事業として予算計上しなければならないというふうに考えるんですけども、今回は既存の組織を言わば再編するということにより新たな組織を構築するという手法でしたので、その組織において予算、先ほども答弁させていただきましたけれども、既存の事業を継続して実施するという事例でしたので、初年度に当たる令和7年度の当初予算につきましては、子ども支援課と健康推進課の既存の事業のところで7年度予算に一旦計上させてもらってます。ただ、こども家庭センターというのは新規で設置する組織ということで分かりにくかったかなと、予算特別委員会のときでも分かりにくいという御指摘がございましたが、重点施策のところには新規でこども家庭センターという表記をさせてもらっておりました。ということで、初年度に当たる7年度の当初予算ということでは、従前の事業名で計上させていただいたというような手続については適切であったというふうに認識しているものでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 答えに苦勞されてますわ、本当に。そんなん普通通らへんで。新しい組織ができる、同じような組織を続けてやっていくんやったら、何もそんなん統合する必要ないですよんか。その組織を1つにして新しい組織を設置して、今まで以上に効率的な運用をしつつ、かつ充実させ強化していこうとしているん違いますの。全然目的いうのを捉まえているの違いまっせ、私から言うたらやで。今、副町長が答えられたのは、副町長はそんでええやろうと言うておられます。そこで言うんだったら私は、何で条例をもっと早うしとかないのか。そして、例えば12月頃に承認をもらといたら、その中には7年4月1日施行と書いといたら、そんで通るん違うの。それを出さんと、3月の最終日に設置条例を出してるさかい、こういうことが起こるん違いますの。条例とかそんな形のものは、少々半年早くても何ら問題ない。ましてや、この家庭センターというのは2年前、前の課長のいてるときから話ができたある。そんなんもしようなら、予算もできるし条例もできるし、条例さえ事前に12月に通っていたら3月の当初予算には計上できたあるはずや。大体やってんのが遅い。

そして、もう1つ言うとかけど、これは関連かもわからんけど、何やいうたら、前の支所設置条例は建築とかああいうなんが済んで、ほとんど終わってから設置条例を出してるんでしょ、あそこ、9月に。言うてることとやってることが全然違うねん。統合して支所を設置するのに、あなた方、何回、業務をみんなの前で協議した。そして、人数もいろいろな話もした。にもかかわらず、条例は9月しか通してないでしょう。出してない。そんなええ加減な、このときは条例は後や、今回は先に出しとかなあかんとか、よう言えたもんやわ、堂々と。誰か何か答えてください、行政として。

○議長（森野 隆君） 条例を出すのが遅過ぎたんじゃないかなというようなことだと思っております。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、町の組織を変更とかさせていただくときにつきましては、特に条例の改正が必要な場合については人事異動が影響するということもありまして、過去3月議会で上程させていただいたというところでございます。そこをまた御理解いただけたらありがたいです。それと秦荘支所につきましては、御存じのように、公共施設、旧施設の最適配置の一環として早くから議会で御説明させていただいたり、住民説明会等も開催をさせていただいた中で、非常に重要な案件ということで御議論を頂きました。様々な視点においても御意見を伺いながら、支所の運用方法とか規模も、先ほど言っていたように含めて慎重に進めてまいってまいりました。そういったことから、秦荘支所につきましては、先ほども副町長が言いましたように新規でその組織をつくっていくということもございましたので、そのタイミングを見計らってそういった段階で御提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） もう最後にしておきますわ。何ぼ言うても一緒ですので。というのは、そやけど1分だけ違う関連言わせてください。何やいうたら、あそこの支所の条例をやるときには、もうひとつずっと前に行政と町民と議会が協議をしましていうのを何回か言うたけど、それは蹴られた。そういうことがあった。そしたら、そこで話をしとけば条例できとるんやな。そんなもんやねん。あとから何でも付けられんねん。だから、仕事いうのはできるだけ前倒しで早くやってください。そして、うまくいくようにみんなが考えていったらいいと思うわ。ひとつよろしく願いしま

す。これで質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに
決定しました。

再開は明日 6 月 1 0 日午前 9 時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。
大変御苦労さまでした。

延会 午後 2 時 3 1 分